みんなでとっとりの元気をつくるガイドライン

～響かせよう トットリズム♪～

響かせよう トットリズム♪

鳥　取　県

事例①　山形財産区議会　［地域づくり活動］

智頭町の北東に位置する山形地区は、古くから智頭杉をはじめとする林業に関わってきたエリアです。特に芦津から沖ノ山にかけては森林鉄道網が整備され、林業の発展に貢献してきました。

山形財産区議会は、財産区有林の維持管理や土地の管理、杉やヒノキの枝打ちや間伐および林道の整備などをしていく一方で、地区で行われるイベントや各団体活動への協力を行っています。

平成 25 年より始まった「沖ノ山森林鉄道および智頭林業資材の保存活用事業」では旧山形小学校の沖ノ山森林鉄道車両の屋根づけ、ミニ架線と集材機の設置、これまで長年続けてきた林業体験学習の充実など段階的にすすめてきました。

現在では智頭小学校の児童を対象に、智頭林業や地域の歴史を説明し、現場での枝打ち体験などを通じて次世代への継承に努めています。

ココがトットリズム♪

この事業の**地域の子どもたちに地域で活躍する大人の姿を示している点や地元密着度が高く、今後の日本の林業のモデルとなる点**などが評価され、平成 27 年度「鳥取力創造運動活動表彰」（現「トットリズム活動表彰」）最優秀賞を受賞しました。

響かせよう　トットリズム　子どもも大人も輝く、トットリズム♪

事例②　鳴り石の浜プロジェクト　［地域づくり活動］

ココがトットリズム♪

「鳴り石の浜プロジェクト」（リーダー：馬野さん）の立ち上げは平成２３年６月のこと。この団体は、**国道９号線の交通量減少に危機感を感じ、昔からそこにありながらほとんど知られていなかった風景に焦点を当て、独自のアイデアで町内外にＰＲしています。**

活動の基本は自然海岸の維持管理活動です。来られた人ががっかりされないように定期的に漂着ゴミを回収しています。

そして、海岸の石が波の動きに合わせて「カラコロ」と心地”よく鳴る”ことから、さまざまなことが〝良くなる〟「縁起の良いパワースポット」としてダジャレで売り出しました。

絵馬のように石に願い事を書いて海に戻す石絵馬祈願を展開したり、鳴り石の浜の優しい波音を収録したＣＤやパワーストーン「良くなる石」などグッズも開発して販売し、話題を集めています。

夕方から夜にかけて鳴り石の浜を楽しむ「鳴り石祭り」や被災地陸前高田市から送られた向日葵を植える活動、地元主婦が金・土曜限定ランチを提供する「鳴り石カフェ」など、鳴り石の浜を核とした様々な連携が広がっています。

平成 24 年度「鳥取力創造運動活動表彰」（現「トットリズム活動表彰」）最優秀賞、平成 27 年度「手づくり郷土賞」（国土交通大臣）、平成 28 年度「ふるさとづくり大賞」（総務大臣）などの受賞につながっています。

響かせよう トットリズム♪　豊かな自然を独自のアイデアで活かす、**トットリズム♪**

事例③　若桜鉄道「隼駅を守る会」　［地域づくり活動］

発端はバイク専門誌が「隼のオーナーは隼駅に集合して記念写真を撮ろう！」と呼びかけたことでした。京阪神から７台のバイクが来町し、「来年もこの日に集まろう」と約束したことを契機に、隼駅を全国に発信するチャンスだと、地元有志が平成２１年３月に「隼駅を守る会」を結成し、８月には『隼駅まつり』を開催しました。

平成２３年２月には、若桜鉄道と「隼駅を守る会」が主催し、「カラオケ列車」「ビール列車」を運行。このほかにも、隼駅と姉妹駅提携した韓国の池灘（チタン）駅との交流や「ＳＬ列車」（郡家―若桜間）の運行などを展開し、幅広い活動が「地域再生大賞」（共同通信社）などの受賞につながっています。

「隼駅を守る会」の西村昭二会長（右写真）。初めての『隼駅まつり』には、北海道から沖縄県まで全国から１００台が集結。平成 28 年には１６００台を超えるバイクが全国から参加し、ライダーたちにとって同駅への訪問が〝聖地巡礼〟として定着しています。

ココがトットリズム♪

「これからも地元が一丸となって、地道だがしっかりと根を張った地元活性化策を講じていきたい。」

響かせよう　トットリズム♪　人財を活かす、トットリズム♪

事例④　日野軍★みらい創生デザイン会議　［地域づくり活動］

平成 26 年、日野郡で秋に開催される多彩なイベントを一つに取りまとめ、『日野軍★秋の陣』と銘打って、パンフレットを作成するなど、日野郡内外に広く情報発信する取り組みが行われました。

これがきっかけとなって生まれたのが、地域情報の収集・集約・発信を基本としたネットワーク「日野軍★みらい創生デザイン会議（以下「デザイン会議」）」です。

デザイン会議では、「奥日野五山」や「古民家ネットワーク」など町境を越えたコンテンツづくり、無人駅を「地域の玄関」として蘇らせる取り組み、２０２０年には創立１００周年を迎える「日野高校」をテーマに、群内外から卒業生を結集する取り組みなどを展開。

平成 28 年度には、たたら製鉄をテーマにした自然体験と文化学習プログラム構築の取り組みが「日本財団鳥取助成プログラム」に採択されています。

現在は「秋の陣」だけでなく「春の陣」「夏の陣」も実施され、郡内外の民間団体同士が手を結び、年間を通じてさまざまなコラボ企画が生まれています。

ココがトットリズム♪

デザイン会議のメンバーである奥日野ガイド倶楽部の佐々木さんは「**デザイン会議を大きな土俵として団体間にネットワークが生まれ、協力して取り組んでいく態勢ができた。**」と連携面の効果を強く感じています。

響かせよう！トットリズム♪　町境を越えたネットワークも、トットリズム♪

事例⑤　NPO 法人 智頭町森のようちえん まるたんぼう　［協働］

まるたんぼうは平成２１年４月、中国地方初の「森のようちえん」として開園しました。代表の西村さん（右写真）。生まれも育ちも東京で、移住した智頭町で満足のいく子育てを実感しました。

ココがトットリズム♪

「想像以上に良かった。これを１人で満喫するのはもったいないと思うようになり、ぜひ智頭に来て子育てしてほしいという思いが強くなった」と振り返ってくれました。

まるたんぼうでは、〝見守る保育〟を柱に「体を鍛える」「心を育む」ことを保育方針として掲げています。
「森のようちえん」は 45 年ほど前からデンマークで始まり世界中で浸透。毎日森に通うことで、体力の増強や創造力や観察力、危機回避能力やコミュニケーション能力など、さまざまな発達効果が期待され、日本でも１００以上の団体が運営しています。

まるたんぼうでは、平成 25 年度に鳥取県協働提案・連携推進事業に採択され、県子育て応援課との協働で森のようちえんの認証制度である「とっとり森・里山等自然保育認証制度」を平成 27 年３月に創設しました。

認証された園に対して助成を行う制度としては全国初で、これまでに７つの園が認証されています。

官民協働による地域の魅力づくりも、トットリズム♪

事例⑥　琴浦まちづくりネットワーク　［地域づくり活動］

琴浦町には観光・グルメ・歴史文化など、地域資源を活用したまちづくりの団体が数多くあります。

琴浦町誕生 10 周年を機に、団体同士が連携･協力し新たな活動展開に取り組もうと「琴浦まちづくりネットワーク」を結成しました。

主な活動は、月 1 回会員が集まって琴浦町の未来、まちづくり活動の未来について話し合う研究会の開催です。

今までは各団体が単独の観点で見ていたものを、多くの人の目で見直すことで新たな評価や提案が生まれており、個別の団体活動の活性化はもちろん、琴浦町のまちづくりにも新たな風が巻き起こっています。

平成 27 年 12 月には、琴浦町長に提案書を提出するという政策提言活動も行いました。

ココがトットリズム♪

「今まで顔を合わせることがなかった団体同士に交流が生まれ、お互いの活動に参加し合ったり、タッグを組んでの事業展開などが自然に起こり始めています。

活動を継続・定着させ、琴浦町をどんどん盛り立てていきたいですね。」と会長の四門さんは意気込んでいます。

響かせよう トットリズム♪　地域づくりのネットワークも、**トットリズム♪**

事例⑦　トットリハイスクールプロジェクト＆高校生がプロデュース。まちなかチャレンジデー［ボランティア活動］

「トットリハイスクールプロジェクト」（以下、トリプロ）は、「学校の枠を越えて何か面白いことをやってみよう！」という思いに共感した高校生が集い、様々な取り組みに挑戦するグループです。

学生の目線から見た身近な地域、興味関心のある出来事などを発信し、地域とそこに暮らす高校生に活気を生んでいこうと、平成 26 年４月から活動を始め、平成 27 年２月にはフリーペーパーを創刊しました。

トリプロのメンバーにさらに高校生有志が加わり、大学生・高校の先生方も協力して行ったのが「高校生がプロデュース。まちなかチャレンジデー」のイベントです。

平成 27 年 12 月、鳥取市のまちなかをメイン会場に、ディベート、大人と高校生のプチ座談会、音楽ライブ等々、盛りだくさんの内容で開催しました。

ココがトットリズム♪

「今までの取り組みで自分たちに自信が持てましたし、「高校生だってここまでできるんだ」ということを大人の方に分かっていただけたのではないかと思います。」と、トリプロ代表の加藤さんは、自信を持って語ります。

響かせよう　トットリズム♪　若者の活躍が光る、トットリズム♪

目　次

ココがトットリズム♪　～トットリズム県民運動の事例～　コ - 1

事例①　山形財産区議会　コ - 1
事例②　鳴り石の浜プロジェクト　コ - 2
事例③　若桜鉄道「隼駅を守る会」　コ - 3
事例④　日野軍★みらい創生デザイン会議　コ - 4
事例⑤　NPO 法人 智頭町森のようちえん まるたんぼう　コ - 5
事例⑥　琴浦まちづくりネットワーク　コ - 6
事例⑦　トットリハイスクールプロジェクト
&高校生がプロデュース。まちなかチャレンジデー　コ - 7

はじめに　1

1　響かせよう トットリズム♪　1
2　このガイドラインのねらい　2
3　このガイドラインの概要　3

第１章　トットリズム県民運動のススメ　4

1　「トットリズム県民運動」って？　4
2　トットリズム県民運動に取り組む　5

第２章　活動のススメ　6

1 あなたのその活動もトットリズム県民運動！　6
（1）さまざまな活動のカタチ　6
（2）続けてきた活動、これから始める活動の意義　7
（3）活動の始め方　7
（4）自分の想いを確認してみる　8
2　活動に参加してみよう　9
（1）まずは活動を知りましょう　9
［非営利公益活動とは／非営利公益活動の意義、特性／さまざまな非営利公益活動のカタチ］
（2）ボランティア活動　11
（3）地域づくり活動　13
（4）ＮＰＯ法人の活動　14
（5）活動への参加にあたって心がけたいこと　16
3　みずから動く・つくる　～自分たちで活動を起こす～　18
（1）活動の体制を考える　18
（2）計画を作ってみる　19
（3）実際にやってみる　21
（4）評価・改善する　21

第３章　協働のススメ　２２

【基本編】

１　協働とは　２２
２　協働の相手　２３
３　協働の原則　２３
４　期待される効果　２４
５　協働の流れと留意点　２４
（１）企画・立案　２４
（２）実施　２６
（３）評価・改善　２６

【行政編】

６　ＮＰＯ等との協働とは　２７
（１）ＮＰＯ等との協働の意義　２７
（２）正しく理解していますか？ＮＰＯのこと　２８
（３）パートナー意識を持ちましょう　２９
（４）ＮＰＯ等との協働を始める前に　３０
７　ＮＰＯ等との協働の進め方　３１
（１）協働事業の基本的な流れ　３１
（２）協働事業の形態　３１
（３）事業実施の流れと留意点　３３
［事業の企画・立案、予算化／事業の準備／事業の実施／事業の評価・改善］

【ＮＰＯ等編】

８　行政との協働とは　３７
９　知っていますか？行政のこと　３７
（１）都道府県と市町村の違いは？　３７
（２）行政の特性は？　３８
（３）行政の予算づくりの流れ　３８
１０　行政も知りたい！ＮＰＯのこと　３９

参考資料　参 - １

資料１　地域づくり活動・非営利公益活動・協働の基礎知識Ｑ＆Ａ　参 - １
資料２　鳥取県非営利公益活動促進条例　参 - ４
資料３　すぐに使える！計画書・企画書様式　参 - ８
資料４　各種相談窓口一覧　参 - １０

凡　例

ＮＰＯ

鳥取県非営利公益活動促進条例でいう「非営利公益活動団体」（法人格のない団体を含む）のことを指します。（「非営利公益活動」とは地域や社会のために、営利を目的としないで不特定多数の人の利益のために行われている活動のことです。）
ＮＰＯという言葉は、人によってその意味や捉え方が異なる場合もありますが、ここではＮＰＯは下記にあるＮＰＯ法人だけではなく、法人格を持たない任意の団体も含みます。

ＮＰＯ法

平成１０年に施行された「特定非営利活動促進法」の通称。この法律の主な内容は、特定非営利活動を行うことを主な目的として一定の要件を満たす民間の「ＮＰＯ」に、所轄庁が認証することによりＮＰＯ法人という法人格（下記参照）を付与し、その活動を支援するというものです。

ＮＰＯ法人

ＮＰＯ法に基づき、所轄庁において設立の認証を受け、法務局において登記が完了することにより、法人格を取得した法人、「特定非営利活動法人」の通称です。

※　図表の出典について

このガイドラインに掲載している図表のうち、出典の明記がないものについては、さまざまな文献を参考にして、参画協働課が作成したものです。

はじめに

1　響かせよう トットリズム♪

現在、全国的に人口減少・少子高齢化が加速しており、地域社会の活力の減退が懸念されています。また、人々の価値観は、これまでより多様化しています。地域住民が豊かな生活をしていくために必要となる様々な課題の解決と多様化するニーズについて、行政や個々の組織だけで対応するのは難しくなってきています。

そのような時代において、鳥取県には、都会にはない「豊かな自然」、「人と人との絆」、心豊かな暮らしを実現できる「幸せを感じる時間」があります。

このような鳥取県の強みを活かすことによって、現在の、そして今後ますます複雑化する地域課題や多様化するニーズに対応し、より魅力的な地域を築いていくことができるのではないでしょうか。

2　このガイドラインのねらい

鳥取県では、「協働」（２２ページで説明）の実施にあたって必要な基礎知識や留意事項をまとめた『協働推進ガイドライン』が平成１５年に策定され、以降、改訂が重ねられてきました。

その間も、地域住民の活動は、ますます多様に、かつ魅力的に広がってきました。そこで、それらの活動が継続･発展し、活動への新たな参加が進んでいくことを目指して、このたび、上記のガイドラインを見直し、みんなでとっとりの元気をつくるための新たなガイドラインに生まれ変わりました。

このガイドラインは、一人ひとりの**「はじめの一歩」**を後押しします。

・一人の方が何か始めたいと思った時に、さまざまな活動の可能性があることについて、活動のカタチである非営利公益活動を中心に基本的な知識や進め方を示しています。
・それぞれの活動の進め方をイメージできるように、具体的な活動事例を交えながら、分かりやすく示しています。
・活動の手段の一つである協働の取り組み方についても、基本的な知識や進め方を示しています。

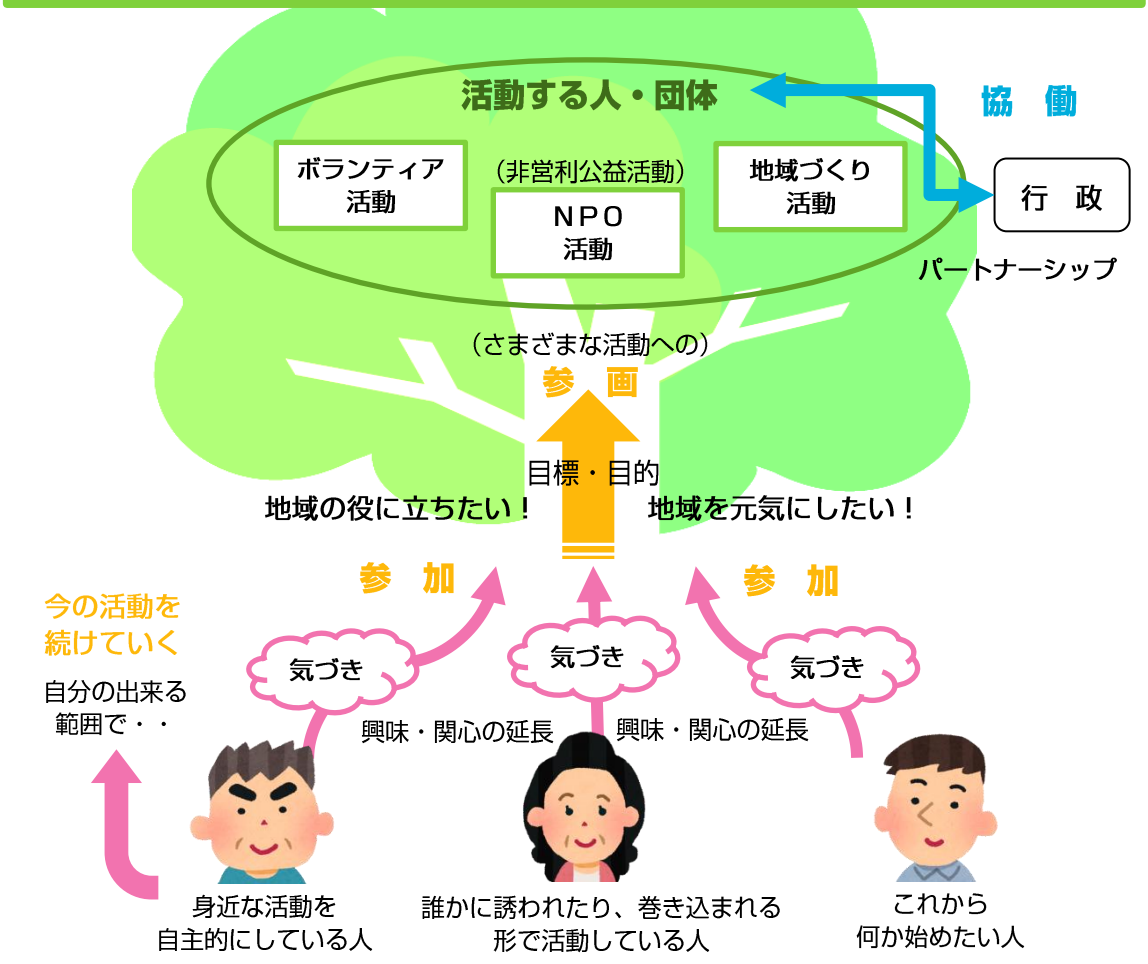

3　このガイドラインの概要

＜特　徴＞

- できるだけ分かりやすい言葉を使うことを心がけて書いています。
- 具体的なイメージが持ちやすいように、活動事例を交えながら示しています。

＜各章の内容＞

ココがトットリズム♪　～トットリズム県民運動の事例～

活動の実践にあたって、具体的なイメージを持ってもらうために、実際の活動事例をいくつか巻頭に紹介しています。

第１章　トットリズム県民運動のススメ

「トットリズム県民運動とは」から始まり、トットリズム県民運動の基本理念やどのような取り組みなのかについて説明しています。

第２章　活動のススメ

今、行なっている活動の意義、新たな活動に参画していくことの意義について示しています。また、色々な活動がある中で、ボランティア活動、地域づくり活動、ＮＰＯ法人の活動に焦点をあて、その基本的な知識や取り組み方を示しています。

第３章　協働のススメ

【基本編】では、活動の一つの手法であり、社会的立場の異なる組織が共通の目的達成のために対等な立場で協力し合う「協働」について、基本的な知識や進め方を説明しています。

【行政編】では、行政職員とＮＰＯ等との関係に焦点を当てて、協働が正しく理解され、対等な立場で取り組みが進むよう協働の意義やＮＰＯ等とのパートナーシップの意義、基本的な進め方を示しています。

【ＮＰＯ等編】では、ＮＰＯ等が行政と協働する際に、より良いとりくみになるよう、ＮＰＯ等にも知っていただきたい行政の基本的な事項を示しています。

＜更新・改訂＞

このガイドラインは、社会構造や人々の価値観、ニーズの変化に対応し内容の鮮度が保てるよう、必要に応じて更新・改訂していきます。
また、これらの資料は鳥取県ホームページにも掲載し、随時更新していきます。

鳥取県ホームページ（参画協働課のページ）
http://www.pref.tottori.lg.jp/sankaku-kyoudo/

第１章　トットリズム県民運動のススメ

１　「トットリズム県民運動」って？

はじめにも触れたとおり、鳥取県には、都会にはない「豊かな自然」、「人と人との絆」、心豊かな暮らしを実現できる「幸せを感じる時間」があります。

このような鳥取県の強みを活かし、みんなでとっとりの元気づくりに取り組んでいくため、「響かせようトットリズム♪」を合い言葉として掲げ、鳥取県独自の地方創生のムーブメントを「トットリズム県民運動」として推進しています。

[出典：鳥取県元気づくり総合戦略～響かせようトットリズム～概要版(改訂版)パンフレット（H27.10）]

2　トットリズム県民運動に取り組む

トットリズム県民運動は、決して難しい取り組みではありません。以下の基本理念のもと、すべての県民が安心安全で快適に暮らすことができる鳥取県の実現に向け、**多様な主体が起こす本県独自の地方創生のムーブメント**です。環境、子育て、福祉、防災、地域文化、まちづくり、農林水産、観光、地域催事など、さまざまな分野・地域で、たくさんの活動が行われています。

トットリズム県民運動の基本理念

- **自助の原則**
  住民各自が地域の問題に関心を持ち、主体的に参画し、解決に取り組む自助を原則としつつ、共助・公助の連携を図ることが基本
- **協働の原則**
  住民、ＮＰＯ、企業等と行政が互いの特性や違いを理解し、相互が対等な関係で取り組む

＜トットリズム県民運動の一例＞

以下の事例は、これまでに実施した鳥取力創造運動活動表彰（現「トットリズム活動表彰」）において、最優秀賞を受賞した活動です。

【平成 27 年度受賞】

沖ノ山森林鉄道および智頭林業資材の保存活用事業

団体名: 山形財産区議会

≫巻頭コ-1 ページ参照

【平成 24 年度受賞】

交通量の減少への歯止め、交流人口増加への取り組み

団体名：鳴り石の浜プロジェクト

≫巻頭コ-2 ページ参照

【平成 22 年度受賞】

地域活性化、若桜鉄道存続・乗車率アップの取り組み

団体名: 若桜鉄道「隼駅を守る会」

≫巻頭コ-3 ページ参照

第2章　活動のススメ

1　あなたのその活動もトットリズム県民運動！

（1）さまざまな活動のカタチ

一人ひとりが主役となり誰かのため社会のために活動する。これもトットリズム県民運動。

私たちの住む地域では、ご近所同士の助け合いに始まり、自治会・町内会活動、地区社協活動、ＰＴＡ活動など、日常の生活と密接した身近な活動や取り組みの積み重ねで成り立っています。

誰かを助けたい、地域を良くしたいという活動もあれば、もっと単純に「楽しいこと、面白いことをしたい」と行動を起こすことによって、自分自身が楽しめるだけでなく、結果的に地域を元気にすることもあります。

活動のカタチはさまざまです。一人ひとりが主役となり、力を合わせて地域を良くしていく。このような身近な活動も広い意味での大切な「トットリズム県民運動」です。

＜わたしたちの周りの身近な活動のイメージ＞

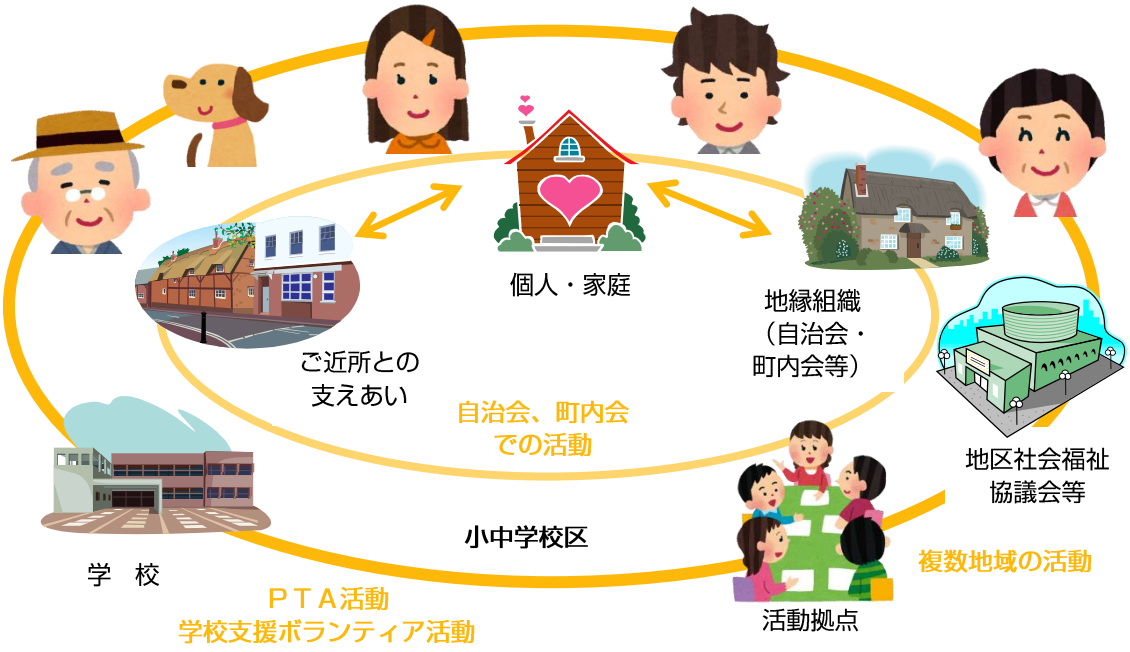

（2）続けてきた活動、これから始める活動の意義

［続けてきた活動］

大切にしたい。私たちの日常において昔から続けられてきた地域の活動

地区の清掃活動に参加したり、自治会の仕事をしたり、学校のＰＴＡ活動への参加など、私たちの身近にある活動も大切な地域の力です。誰かのため、又は自分たちが住む地域のために「（自分が）やったらぁ（してあげよう）」と当たり前のように昔から行われ、続けられている活動の精神も大切な地域の力です。

［これから始める活動］

興味・関心や問題意識から始まる「あなたの活動」が地域の力になります。

自分の興味・関心や問題意識から、ボランティア活動のように、たった一人でできる活動もあれば、同じ興味・関心を持つグループで活動をしていく中で、広がっていく活動もあります。活動の目的や取り組み方は地域によっても、そこで活動する人によっても様々です。

自分たちの地域のことを見直し、身近なところから主体的に活動を行っていくという意識の盛り上がりや一人ひとりの取り組みが、豊かに暮らしてゆける魅力ある地域づくりにつながります。

（3）活動の始め方

どう始めて良いか分からない時は、既にある活動に加わるのも一つの近道です

何か活動を始めたいが何から始めたら良いか、どうやって始めたら良いか分からない時には、まず地域のイベントや自治会活動、ボランティア活動、企業の社会貢献活動、ＮＰＯが行う活動など、既に行われている活動に参加してみることも一つの近道です。

「参画」－社会のさまざまな活動に自発的・積極的に責任を持って関わること－

既存の活動に参加してみて、興味・関心の延長に気づきや問題意識を持って行動したいと思った人は、「参加」から、より積極的に問題意識や責任を持って行動する「参画」の意識を持って活動を進めてみるのも良いでしょう。

（4）自分の想いを確認してみる

一人ひとり、歩むペースは違ってあたりまえ。あなたはどの位置にいますか？

新しいことを始める、あるいは活動のステップを上げていくことも素晴らしいことですが、既に意識せず行ってきた身近な活動を地道に続けることも大切なことです。自分がしたいこと、そのやり方、ペースは人によって異なります。

まずは、あなたがどういう考えを持って、どう地域に関わっているか、または関わりたいかを振り返ってみませんか。

＜あなたの想いを振り返ってみましょう＞

※　どの人が良いということはありません。ここで大切なのは、あなたの現在の想いを振り返ることです。

次の節では、私たちの住む地域に密接に関わる活動「非営利公益活動」について、特にボランティア活動、地域づくり活動、ＮＰＯ法人の活動に焦点を当てて、その基本的な活動の知識や取り組み方について解説します。

2　活動に参加してみよう

（1）まずは活動を知りましょう

地域を良くするための様々な活動について、まずは活動を知ることから始めてみましょう。さまざまな活動がある中で、ここでは、地域や社会の課題解決のため、不特定多数の人の利益のために行われている活動、「非営利公益活動」について示していきます。

■　非営利公益活動とは

非営利公益活動は、不特定多数の人の利益のために行われている活動

鳥取県では、鳥取県非営利公益活動促進条例（以下「条例」という。）において、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としている活動として非営利公益活動を定めています（条例では２０項目の分野の活動を掲げています。詳細は巻末参-4 ページを参照）。

また、非営利公益活動を行うことを主な目的とする団体を「非営利公益活動団体」と定義しています。いわゆる「ＮＰＯ」と呼ばれるものです。

「ＮＰＯ」聞くと法人格を持っている「ＮＰＯ法人」（１４ページを参照）が思い浮かぶかもしれませんが、「ＮＰＯ」という言葉は、一般的には法人格のある・ないに関わらず、営利を目的としないで社会貢献活動を行っている民間組織を指しています。このガイドラインで示すＮＰＯの言葉や範囲は次に示すとおりです。

言葉の意味を知りましょう　　～ＮＰＯ～

- ＮＰＯとは、Non-profit　Organization　の「Non＝非」「Profit＝利益」「Organization＝組織」の頭文字をとった略称で、日本語では「民間非営利組織」と訳されます。営利ではなくその団体の使命や目的のために、自発的な社会的活動を継続して行う組織のことです。
- ＮＰＯという言葉は、人によってその意味や捉え方が異なる場合もありますが、ＮＰＯはＮＰＯ法人だけではなく、法人格を持たない任意の団体も含むことを理解しておきましょう。

＜ＮＰＯのイメージ図＞

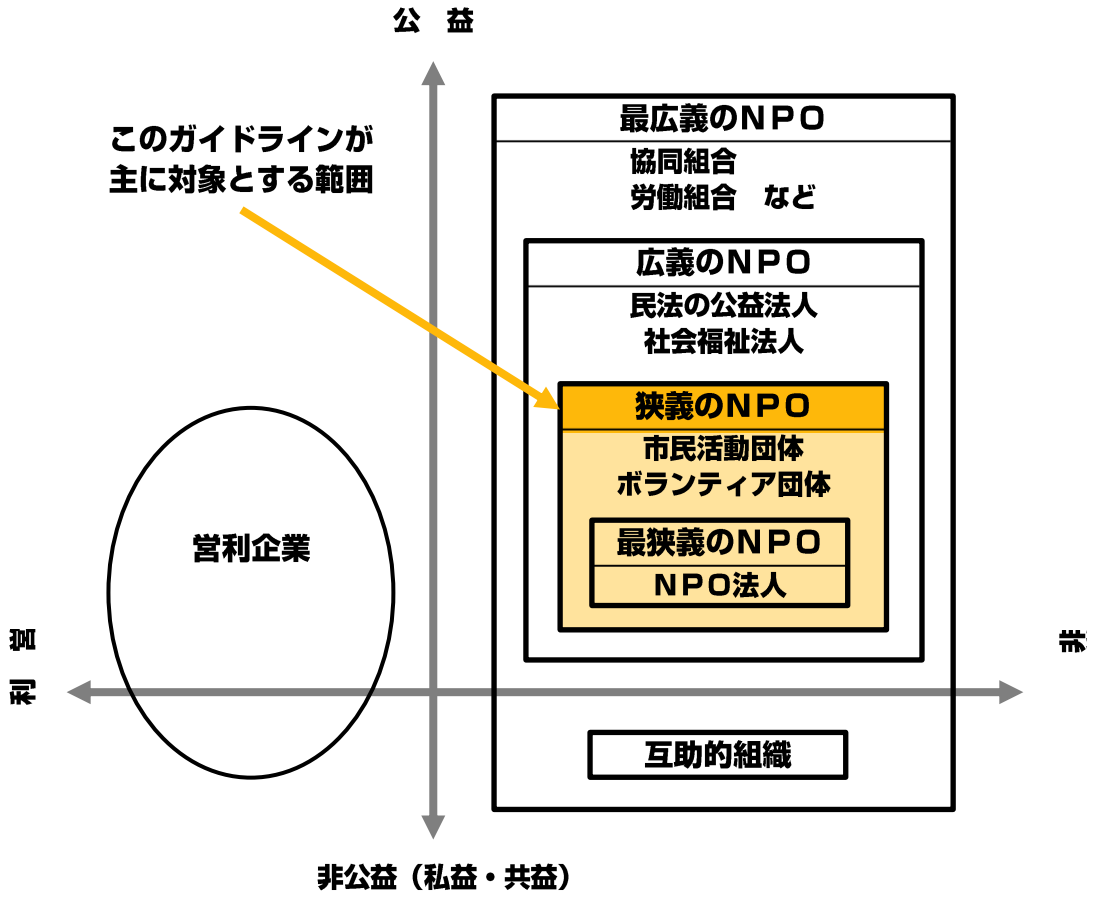

[資料：鳥取県「協働推進ガイドライン」（平成１５年策定）より一部編集]

■　非営利公益活動の意義、特性

非営利公益活動は多種多様。地域や社会の課題にきめ細かく対応

「非営利公益活動」と聞くとなじみがないかもしれませんが、高齢者の買い物支援や子育て支援、森林保全活動など、私たちの身近なところで様々な活動が行われています。非営利公益活動はそれぞれの主体が持つ自発性、先駆性、多様性、専門性などの特性から、地域や社会の課題に対してきめ細かく対応できる可能性を持っています。

■　さまざまな非営利公益活動のカタチ

非営利公益活動といっても活動の幅は幅広いですが、その中でもここでは３つの活動のカタチ「ボランティア活動」、「地域づくり活動」、「ＮＰＯ法人の活動」に焦点を当てて示していきます。

（2）ボランティア活動

［ボランティアとは］

ボランティアとは誰かのために自分の身近で出来ることから行う活動

ボランティアとは、日本では自分の意思で自発的に行う社会参加活動のことを指しています。ボランティア活動は特別な人が特別な事をする活動ではなく、協力を求めている誰かのため、又は社会のために、自分の身近で出来ることから自発的に行う活動です。

［ボランティアの特性］

ボランティアの特性には４つのキーワードがあります

ボランティア活動の特性をあらわすキーワードは他にもありますが、このガイドラインでは大きく分けて４つのキーワードで示しています。

キーワード	説　明
自主性・主体性	自分の意思で自主的・主体的に取り組む活動です。（誰かに押しつけられるあるいは義務として行う活動ではありません。）
社会性・連帯性	社会の中で誰もが豊かに暮らしていけるよう、共に支え合い助け合う活動です。
無償性・無給性	経済的な報酬を求めないことが原則で、お金では得られない出会いや発見、喜びを得られる活動です。（ただし、活動をお願いする側の判断で、活動の交通費やお弁当程度のお礼をすることを否定するものではありません。）
先駆性・創造性	従来の考え方やりかたにとらわれず、自由な発想でよりよい活動をつくっていく、しなやかな活動です。

［さまざまなボランティア活動］

ボランティア活動は多種多様。まずは身近なことから始めてみませんか？

ボランティア活動には一人で始められる活動もあれば、グループに参加して仲間と行う活動もありますし、活動の目的やテーマも様々です。

次に示しているものは、様々なボランティア活動の中のほんの一例です。まずは興味・関心があり気軽に取り組めるものからはじめてみませんか？

種　　類	活　動　例
福祉・生活	・高齢者家庭や独居高齢者への声かけ、見守り支援 ・独居高齢者への配食支援 ・傾聴ボランティア　　・福祉バザーへの協力 ・社会福祉施設でのレクリエーションの相手・指導　など
防災・被災者支援	・地域の巡回パトロール　　・生活支援物資の提供 ・がれきや土砂の撤去、住居の片付けや清掃 ・炊き出し支援 ・被災者への心のケア　　など
教　　育	・子ども会活動、ＰＴＡ活動 ・学校支援ボランティア（学習支援、部活動指導　など） ・ボーイスカウト、ガールスカウト指導 ・本の読み聞かせ　　など
自然保護・環境美化	・道路、公園の清掃、海岸等の美化 ・植樹、森林の間伐 ・不要品のリサイクル活動　　など
文化・スポーツ	・伝統文化の継承と普及、昔話や遊びの伝承 ・音楽、芸術、スポーツ、レクリエーションの指導 ・スポーツ大会等イベントの運営　　など
国際交流	・通訳ボランティア　　・日本語指導ボランティア ・留学生支援（ホームステイ受け入れ） ・外国の方の生活相談　　など
その他の活動	・収集ボランティア（未使用ハガキ、使用済切手、使用済みテレフォンカード、不要図書など） ・募金活動　　など

「ボランとり」のご案内

● 鳥取県では、鳥取県ボランティア総合情報サイト「ボランとり」を開設し、ボランティア団体・人材、ボランティア募集、ボランティア講座などの情報を発信しています。

http://tottorism.pref.tottori.jp/vol

（3）地域づくり活動

［地域づくり活動とは］

地域づくり活動とは、そこに住む人々が自分たちの地域を豊かにしていく活動

活動は「特別なこと」ではなく、ごく普通の人々が自分の身近な地域を住みよい場所するためにできることから取り組まれています。

鳥取県では、「ジゲおこし」という名称に代表されるように、昔から身近な近所や自治会組織等を中心に、人と人との結びつきを強め、信頼・協力関係を築きながら地域を良くしていく活動が地道に、そして活発に行われてきました。鳥取の地を愛する心と誇りをもち、自分たちの地域を自分たちの知恵と力によって良くしていこうという取り組みの精神は、トットリズム県民運動の理念にも引き継がれています。

様々な主体が連携した地域づくり活動

鳴り石の浜プロジェクト

鳴り石の浜を守る一斉清掃に始まり、「鳴り石祭り」や見晴らしの良いテラス席での結婚式、地元の主婦がランチを提供する「鳴り石カフェ」など、多くの人が連携しています。

≫巻頭コ-2 ページ参照

継続したイベントを通じた地域づくり活動

若桜鉄道「隼駅を守る会」

全国から隼の名前のついたバイクが集まる「隼駅まつり」や若桜鉄道を活用した「SL 列車」「カラオケ列車」「ビール列車」など、様々な取り組みで地域を盛り上げています。

≫巻頭コ-3 ページ参照

社会的企業が行う地域づくり活動

スーパーあいきょうの移動販売車

経営者の安達さんが経営する地元のスーパー「あいきょう」は、山間地を中心に車での移動販売を行いながら地域の見守りをしています。

［地域づくり活動の意義、特性］

大切にしたい。先人達の知恵を引き継ぎ、地域を支え、元気にする活動

昔から伝わる集落の祭りや、惣事（そうごと）と呼ばれる地域活動は、私たちが生まれるずっと前から伝わってきた、先人たちの生活の知恵でした。近年になり、農村集落から都市生活へと移行するとき、少しずつですが確実に、そういった知恵が失われつつあります。

地縁的な自治会活動や消防団といった活動は、地域に伝わる知恵を教えてくれます。このような活動から地域の人を知り、顔を合わせ、挨拶を交わすことから、鳥取らしい身近な関係が生まれていきます。また、地域だけでは解決できない大きな問題も、同じ問題意識を持つ他団体との連携によって解決できることがあります。

地域づくり活動は特別なことではなく、鳥取を愛する心から生まれる自発的な活動ととらえて、自分のできることから始めてみましょう。その中で、同じ思いを共有できる仲間とのつながりが生まれ、新たな地域が創られます。

（４）ＮＰＯ法人の活動

［ＮＰＯ法人とは］

法律に基づき、特定非営利活動法人という法人格を取得し活動を行う団体

平成１０年に施行された特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した特定非営利活動法人、いわゆるＮＰＯ法人の活動も非営利公益活動です。（特定非営利活動促進法は、NPO に法人格を付与することでより活動しやすい環境を整えようという市民運動をきっかけに制定されました。）

法人化は、活動をしていく中で、法的・社会的な位置づけが必要になった時に、団体の目的と運営の方針に照らして、選択する一つの手段で、NPO 法人は法人化の選択肢の中の一つです。

ＮＰＯ法人の設立について

１　対象となる団体

特定非営利活動促進法に基づき、NPO 法人になるためには、次のような要件を満たすことが必要です。

（１）特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
（２）営利を目的としないこと（利益を社員で分配しないこと）
（３）社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
（４）役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の３分の１以下であること
（５）宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
（６）特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと
（７）暴力団でないこと、暴力団又はその構成員等の統制下にある団体でないこと
（８）１０人以上の社員を有すること

２　設立の手続き

NPO 法人を設立するためには、法律で定められた書類を添付した申請書を所轄庁（主たる事務所が所在する都道府県の知事（政令指定都市の長）のこと）に提出し、設立の認証を受けることが必要です。
設立の認証後、登記をすることにより法人として成立することになります。

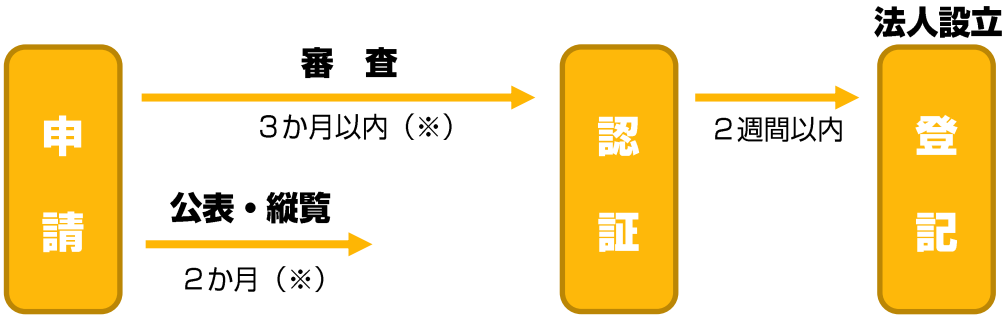

※　平成 29 年４月１日から公表・縦覧の期間が１か月に変更されます。
　　それに伴い、鳥取県における審査の期間は２か月以内に変更されます。

● NPO 法人を設立する場合は、巻末の相談窓口一覧にある県のＮＰＯ法人認証担当にお問い合わせください。ＮＰＯ法人設立に関する詳細は、法人設立のための手引きを鳥取県ホームページ（参画協働課のページ）で公開していますので、こちらもご活用ください。

http://www.pref.tottori.lg.jp/28027.htm

［県内での様々なＮＰＯ法人の取り組み］

鳥取県では、わたしたちの身近な生活に密着したさまざまなＮＰＯ法人の活動が取り組まれています。次に挙げているのはほんの一例です。

青少年の健全育成支援の取り組み

NPO 法人 ハーモニィカレッジ

ポニーの乗馬や飼育、自然体験などを通して、青少年の健全育成を行うことなどを主な目的に、子どもたちの意欲を伸ばす支援を行っています。

子育て支援の取り組み

NPO 法人 智頭町森のようちえんまるたんぼう

“見守る保育”を柱に「体を鍛える」「心を育む」ことを保育方針に掲げるまるたんぼうでは、森の中で子どもたちが自由に遊びながら自然に学んでいます。

≫巻頭コ-5 ページ参照

地域を活性化するコミュニティの取り組み

NPO 法人 喜ハプロジェクト

コミュニティＦＭ「ＤＡＲＡＺ　ＦＭ」を通じて、地域の情報発信をしたり、「KIHACHI 祭り」などのイベントによって、地域に活力を与える活動をしています。

（５）活動への参加にあたって心がけたいこと

地域を良くするための様々な活動について、まずは活動を知ることから始めてみましょう。さまざまな活動がある中で、ここでは、地域や社会の課題解決のため、不特定多数の人の利益のために行われている活動、「非営利公益活動」について示していきます。

［ボランティア活動の場合］

決まったルールはありません。下記のことに心がけると活動しやすくなります。

1	自分が出来る身近なことから始めましょう
2	体調や生活のリズムを考えて無理をしないで活動しましょう
3	相手の気持ちを考えて行動しましょう
4	活動の時間や内容など、相手と決めた約束・秘密は守りましょう
5	とにかく楽しみながら活動しましょう！

ボランティア活動には決まったルールはありませんが、ボランティアを受け入れる団体、施設では活動をより良いものにするために活動ごとに約束や決まり事があります。活動前にボランティア活動者と受け入れる側の団体等がお互いにしっかりと活動の意義や内容を理解しておくことが必要です。

活動を始めるにあたって不安なことや分からないことが出てきたら相談窓口（巻末参-10ページを参照）までお気軽にご相談ください。また各市町村の社会福祉協議会のボランティアセンターなどの支援機関を活用されると良いでしょう。

［地域づくり活動・ＮＰＯ法人の活動の場合］

活動のやり方はそれぞれ。まずは参加してみてできる活動から始めてみませんか？

1	気軽に参加できる活動を見つけましょう	町内会の祭り、行事、清掃活動や商店街のイベント、ＮＰＯ法人が行っている活動など、自分が参加しやすい活動を見つけて参加してみましょう。
2	できることから始めましょう	仕事や家庭とのバランスをみながら無理をしないで活動しましょう。
3	時間がない人でもできることがあります	時間がとれない時には、活動に共感できる団体へ寄付や募金をすることで活動に関わる方法もあります。
4	参加する団体のルールや秘密は守りましょう	参加する団体があらかじめ決めているルールや、活動で知り得た情報や秘密は守りましょう。

地域づくりやＮＰＯについての総合的な相談や、集落に特化した地域づくりに関する相談は、相談窓口（巻末参-10ページを参照）にお問い合わせください。

3　みずから動く・つくる　～自分たちで活動を起こす～

（1）活動の体制を考える

どのようなスタイルで活動したいですか？

非営利公益活動は、個人単位でできることもあれば、同じような思いを持つ人同士のゆるやかなつながりから複数人でグループや団体を作って色々なアイデアや考え方を出し合って行うこともあります。個人、あるいは複数でどのような形で活動していくかどうかは活動内容や活動者の考え方によって異なりますし、正解はありません。

もし、同じ思いを持った人同士が一緒になって活動を始めたい場合、その活動の目的やミッションを一度整理して、その目標の達成のためにどれだけの期間が必要でどのように取り組むべきかを、活動に関わるメンバーで話し合ってみましょう。

活動の体制をつくる

目的達成のために組織としての体制が必要になった場合も、そのあり方は多様です。その中から自分たちが活動しやすい体制を選択することになります。
活動するために法人という形をとらないといけないということはありません。組織をつくらずゆるやかに活動をしていく方法や、活動のために団体の法的・社会的な位置づけが必要な場合に法人化という方法もあるということです。

法人化することで社会的信用が増す、法人名で契約を結ぶことができるなどメリットがある一方で、法人化にともなう届け出や報告、各種手続きなど法に基づいた義務も発生します。その活動の目的や内容によって、組織化のメリット・デメリットを比べながら、最も適切な活動の形態を選択しましょう。

＜組織化の一般的な過程＞

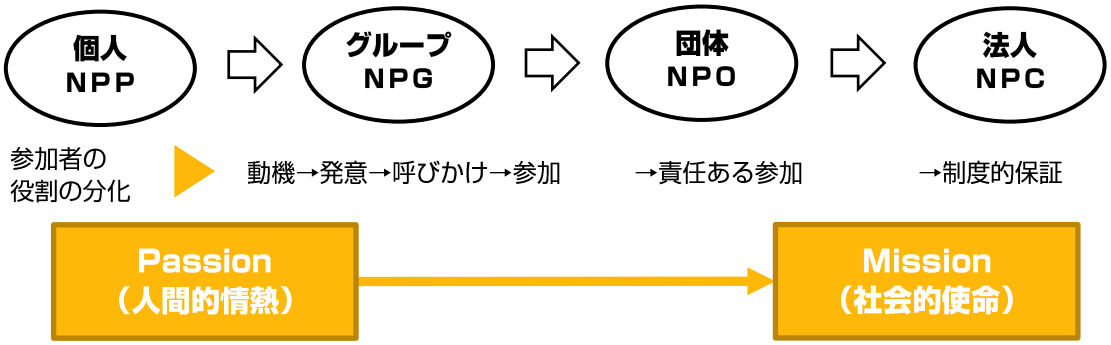

[出典：『ＮＰＯ実践講座－いかに組織を立ち上げるか－』山岡義典編著　ぎょうせい発行]

（2）計画を作ってみる

計画は団体の活動の方向性を示す基本となるもの

計画づくりは、団体がどのような目的やミッションを持ってどのような期間で、どこまで行うのかという方向性の基本となるもので、活動を事業化し、事業を進めるにあたって必要となります。

計画書を作ってみよう

まずは一緒に活動する仲間で、どのような活動をしたいのか話し合いましょう。その上で、活動の中・長期的な計画（３年～１０年を目安）を立ててみましょう。

＜計画書の例＞

事業項目	年度の計画	年度の計画	年度の計画
【記入例】 情報事業	ホームページの開設 → 通常運営 復興ニュースの発行（月２回） → 復興ニュースのリニューアル		

[出典：『ＮＰＯリーダーのための１５の力』日本ＮＰＯセンター発行]

事業計画を考える上でのポイント

- □ 何のために事業をするのか（背景、目的、ミッション）
- □ 誰のためにするのか
- □ いつまでにどこまでやるのか
- □ 誰がやるのか
- □ どれくらいのお金が必要なのか　など

中・長期的な計画を立てたら、それに基づいて、１年単位での短い期間での具体的な計画も立てていきましょう。

企画書を作ってみよう

やりたいことを企画書にすることで、活動の目的や目標、それらを実現するための方法や内容についてメンバーで共有しながら実施できます。

＜企画書のイメージ＞

テーマ	（企画のタイトル） ※企画の目的と目指すことが何かを、短い言葉で表しましょう	
目的	（なぜ、何のために行うのですか） ※企画の根幹ですので、問題意識や思い、その背景に根ざしている問題状況を示すとともに、社会・地域をどのようなものにしたいのか、この企画を通じたビジョンも書くと、取り組みによって目指したい展開のストーリーが明らかになるでしょう。	Why
背景・課題	（企画の背景、そこに存在する解決すべき課題は何ですか） ※事業を行うにあたって、社会背景や現状などを検証することが大切です。その際、具体的な事実（データや新聞記事など）も用いると根拠が明らかになります。	Why
獲得目標（成果）	（事業実施後にどのような状態になっていたいですか） ※抽象的な表現ではなく、具体的にはっきりと。	How far
対象者	（どのような人に対して、どのくらいの人数に対して行うのですか） ※ターゲットは「一般市民」などではなく、対象としたい層を、性別・年代・居住地・職業などといった属性で切り分けて捉える等して、具体的に想定してみましょう。	Whom、 How many
場所	（どこで行いますか）	Where
時期・期間	（いつ、どの程度、どれだけの時間をかけて行いますか） ※ボリュームは予算にも関わるため、大風呂敷ではなく、身の丈でとらえましょう。	When、 How long
実施内容	（どのようなことを行いますか）	What
スケジュール	（目的を達成する為に、どのような手順で実施しますか） ※一つ一つのプロセスをスケジュールに落としていくことが大切です。また実施内容や予算との整合性にも関わる上、進捗管理の目安にもなってきますので、できるだけ細かく書いておくと安心です。	How
事業費	（どれだけの経費を使って行いますか） ※予算は、企画内容への理解を進めるためのコミュニケーションツールという側面もありますので、実施内容や予算との整合性を確かめながら作成しましょう。その際、積算根拠や数量も具体的に示しましょう。	How much

[出典：『ＮＰＯリーダーのための１５の力』日本ＮＰＯセンター発行]

（3）実際にやってみる

活動しながら必要なことも見えてきます。やり方を点検しながら進めましょう

計画や企画書をメンバー全員で共有した上で、実際に活動や事業をやってみましょう。実施する中で進捗を定期的に点検し、変更や見直しが必要なことが出てきたら、その場でメンバーと情報を共有して活動を改善していきましょう。活動や事業をこなすことで精一杯にならないよう、活動全体の進捗をチェックすることは大切です。

実際に活動してみて困ったことがあれば、身近な活動者（団体）に相談したり、県内のボランティア活動、地域づくり活動、ＮＰＯ活動を総合的に支援する「公益財団法人とっとり県民活動活性化センター」に相談して、それらを解決していく方法もあります。（巻末参-11 ページを参照）

【活動者の声】**リアルマック**

高齢化が進む旧市街地で、買い物に困る地域の声に対して、「リヤカー市」を始めました。毎週日曜日の活動を続けることで、地域での会話が広がり、計画以上の新しいコミュニティが生まれています。長続きする秘訣は「楽しみながら続けること」です。（代表 福井さん）

（4）評価・改善する

活動のふり返り・評価は、活動を次につなげる大切な作業

活動や事業を実施したら、その事業のふり返り・評価をすることが大切です。

活動・事業の目的が達成されたかどうかはもちろん、実施の手法や進め方、その事業に関わる人の動きがどうだったかについても、メンバーで話し合い、確認をしておきます。活動や事業が充実して、無理なく続けられるように、活動メンバーだけでなく活動を客観的に評価できる外部の意見も取り入れながら、必要な部分を見直して改善していきましょう。

第3章　協働のススメ

【基本編】

1　協働とは

立場の異なる組織が同じ目的達成のために対等に協力し合う、活動の一つの「手段」

協働とは、ＮＰＯ、企業、市町村及び県などの社会的立場や目的の異なる組織が、共通の社会的目的を達成するために、互いの特性や資源の違いを踏まえて、対等の立場で連携し、協力することをいいます。（鳥取県非営利公益活動促進条例より）

協働は個人対個人の関係ではなく、共通の社会的目的を達成するために自立した組織が、単独で行うより協力して行った方がより効果が出ると考えられる場合に、それぞれの持つ資源（人材、物資、ノウハウなど）を持ち寄り、組織の立場や違いを理解した上で、対等な関係で一緒に取り組んでいく一つの「手段」です。

そもそも単独で解決できるのであれば単独で行えばよく、何でも他者と協働をすれば良いというものではありません。取り組む目的や内容によって、協働の形も色々です。

＜協働のカタチ（例示）＞

● 一つの組織同士の協働

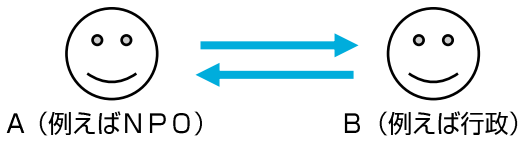

● 一つの組織と
　複数の組織との協働

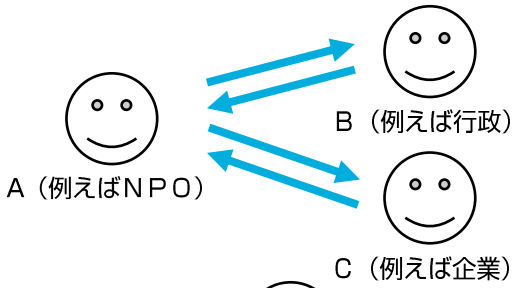

● 複数の組織が
　共に取り組む協働

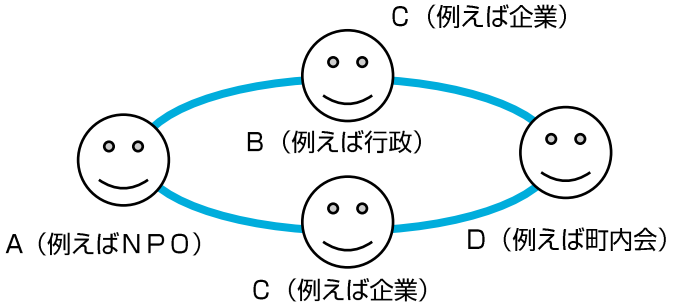

とっとり森・里山等自然保育認証制度

NPO法人 智頭町森のようちえん まるたんぼう

平成 25 年度に鳥取県協働提案・連携推進事業に採択され、県子育て応援課との協働で森のようちえんの認証制度である「とっとり森・里山等自然保育認証制度」を平成 27 年3月に創設しました。

2　協働の相手

協働で進めることで目的を効果的に達成することのできる相手を選びましょう

協働に関わる組織は様々です。協働して進めることで目的を効果的に達成することのできる相手を選びます。協働は組織間の取り組みですが、協働の取り組みには社会の一員としての市民にも参画してもらい多くの視点を取り入れることも効果的です。

具体的な主体としては、ＮＰＯ、ボランティア団体、自治会、行政、企業などが想定されます。

3　協働の原則

社会的立場や目的の異なる組織が、共通の社会的目的を達成するために協力しながら進めていくには、基本的なルールがあります。その中でも主に４つの原則を参考に協働を進めていきましょう。

目的の共有	協働する相手同士が、共通の目的や目標を共有しておくことが大切です。
自主性の尊重	特定の主体ばかりに負担が重くならないよう、それぞれの主体が自主的に、自立して取り組む必要があります。
相互理解と相互尊重（対等の原則）	互いの特性や違いを充分に理解した上で、対等な横の関係であることを意識しながら進めましょう。
責任と業務の分担	双方の特性を考え、充分に話し合いをした上で互いの役割や責任の分担について合意形成しておきましょう。

4　期待される効果

協働を行うことで得られる効果は、以下のようなものがあります。

地域住民のメリット	・担い手の多様化によりサービスも多様化し、より満足度の高いサービスが受けられる
ＮＰＯ等活動団体のメリット	・地域住民に対する団体の透明性と信用力の向上 ・（行政との協働で）公共サービスへの参画機会増加 ・資金面でこれまで実施困難だった事業展開が可能に
行政のメリット	・複数分野にまたがる横断的な事業を行うことが可能 ・ニーズや問題への効率的・効果的、早期対応が可能 ⇒行政職員の意識啓発や行政改革推進につながる

企業と協働

● 企業は営利活動を目的とした組織なので、公益的な社会の課題解決を行う主体であると言い切れない部分はありますが、企業も地域社会の一員であることに変わりはありません。その専門性や経営資源等から地域を支える重要な役割を担っていると言えます。

5　協働の流れと留意点

協働には大きく分けて「企画・立案」、「実施」、「評価・改善」の流れがあります。協働での活動や事業を行う場合の一般的な流れと留意点を示します。

（1）企画・立案

［活動・事業を始める前に］

まずは現状や課題、ニーズを把握するために情報収集をしましょう

協働での活動や事業を始める前に、現状と課題、ニーズなどを把握するために情報収集を行い、それらを解決するための手法について、実施に関わる者同士で話し合い、共通認識を持っておきましょう。

全ての事業で協働を行えば良いというものではありません。そこにある社会的課題に対して、単独で行うより複数の異なる組織が協力して行う方がより効果的だと判断される場合に協働の手法をとり入れましょう。

＜協働に適した活動の例＞

1	多くの市民の参加を求めるもの
2	柔軟かつ専門的な対応が求められるもの
3	地域の実情に合わせる必要があるもの
4	市民が当事者性を発揮し、主体的に活動するもの
5	行政だけでは取り組みが困難なもの

［協働形態の検討］

協働して取り組むことが決まったら、具体的な協働の形態を検討しましょう。

協働の形態は、委託、補助金、後援、共催、実行委員会（次ページを参照）など様々なやり方があります。その事業の目的や目標達成に対して、最も適切な形態を検討しましょう。

［協働相手の検討］

一緒に協働して取り組む相手を検討します。事業内容によっても協働の相手や形態は異なりますが、選定にあたっては、事業の内容から他に協働すべき相手がないかどうか県内の団体情報なども参考にしながら検討していきましょう。

［事業実施に必要な事項の検討］

協働の手法、相手が決定したら、協働事業に必要な事項（具体的なスケジュール、メンバーの役割分担、必要な人材・資金等）について、協働に関わるメンバーで話し合い、共有しておきましょう。

（2）実施

これまで検討・決定してきた事項に基づいて活動や事業を実施します。実施の過程で上手くいかない事項、検討段階では想定できなかった困難事項があれば随時見直し、場合によっては軌道修正しましょう。実施過程を記録に残しておくと、後で事業をふり返りやすいです。

（3）評価・改善

活動や事業を実施したら、その達成度や実施プロセスをふり返り、評価しましょう。事業は実施したら終わりでなく、協働事業を次の展開に繋げていくため評価や分析も大切になってきます。

＜ふり返るポイント＞

1	事業の目的・目標	事業の目的・目標を明確に設定し達成できたか
2	スケジュール	計画時のスケジュールどおりに事業を実施できたか
3	成果・効果	市民サービスの向上につながる成果・効果を得ることができたか
4	収支決算	収支は当初の見込みどおりであったか
5	協働の約束	当初に設定した協働の原則は守られたか

[出典：『ＮＰＯリーダーのための１５の力』日本ＮＰＯセンター発行より一部編集]

実行委員会って何？

- 地域などでの活動で、よく「○○イベント実行委員会」や「△△大会実行委員会」など、「実行委員会」という言葉を耳にするのではないでしょうか。実行委員会とは、異なる複数の組織（個人の場合もあります。）が一つの組織を作り、それぞれが主催者の一員となり、主体的に事業を行う活動のひとつの形です。
- 実行委員会の形で進めると、そこに主体的に関わる組織それぞれが持つ専門性やノウハウを持ち寄り、それぞれのネットワークを通じて幅広い参加が期待できます。一方で役割分担が不明確になったり、メンバーが長期固定化され、活動が停滞する場合もあるので、そのメリット・デメリットも考慮しながら、活動に関わるメンバーでどのような進め方をするべきか話し合っておくことが大切です。

【行政編】

6 NPO等との協働とは

（1）NPO等との協働の意義

専門性や機動性、柔軟性を持ったＮＰＯ等と協働することによって、行政だけでは解決できない地域課題に対して、質の高いサービスを提供することができるようになります。

新たな公共サービスの担い手となっているＮＰＯ等との協働を進めることで、地域住民のニーズに合った質の高いサービスを行うことが求められています。

ＮＰＯとの協働の現状は・・・

ＮＰＯの活動は、鳥取県でもますます活動が盛んになっており、行政と協働した活動も増えてきているところです。しかし、「ＮＰＯのことが分からない」、「ＮＰＯとの協働の仕方が分からない」という職員からの声も多くあり、実際にＮＰＯ等との協働を正しく理解されないまま事業が進んでいる例も見受けられています。

誤った「協働」、していませんか？

ＮＰＯは行政が協働を進める上でのパートナーのひとつではありますが、何でもパートナーシップを図れば良いということではありません。一つの課題に対して、特性が異なる行政とＮＰＯ等が双方の活動目的にかない、それぞれが単独で行うよりも効果が高いと思われる事業について、「協働」で取り組むことで大きな相乗効果が生まれます。

その時に、両者がお互いのことをよく理解せず、自分たちのやり方で事業を進めたり、「協働する」ことが目的になってしまうと、せっかくの協働の取り組みも効果が発揮されなくなってしまいます。

パートナーシップ意識を大切に

協働事業を行う時には、その取り組みをより良いものにするためには、協働する相手とのパートナーシップとしての意識が不可欠です。ＮＰＯ等との協働では、特にパートナーという意識で動いているか考えながら取り組むことが大切です。

ここでは行政とＮＰＯ等との協働が適正に、効果的に実施されるよう、基本的な考え方を示していきます。実際に取り組む内容によって、柔軟に工夫して進めましょう。

（２）正しく理解していますか？ＮＰＯのこと

ここでは、ＮＰＯについてのよくある誤解について示します。協働に取り組む前に相手のことを正しく理解しておきましょう。

＜誤解１＞ＮＰＯはボランティアではありません

ボランティアが自発的に活動をしている「個人」、ボランティア団体がそれら個人の「集合体」を指しているのに対して、ＮＰＯは自発的、非営利な社会的活動を継続して行う「組織」のことを指しています。

また、ボランティアが活動に対して原則無報酬であるのに対して、ＮＰＯは利益目的ではなく、組織や活動の維持のため、有償によるサービスの提供も行うことが可能です。

＜誤解２＞「ＮＰＯがお金を稼いではいけない」ということはありません

ボランティア活動の特徴である「無報酬性」と、ＮＰＯ活動の特徴である「非営利性」を混同して「ＮＰＯがお金を稼いではいけない」とか「ボランティアなのだから収益事業は行ってはいけない」と誤解していませんか？

「非営利」の意味は対価をもらってサービス提供してはいけないということではなく、活動で得た利益を社員（構成員）に配分しないという意味です。

ＮＰＯの継続的な活動のためには、事務所の維持や電話代等の事務的経費が必要です。これらの経費が利益の配分でないのと同様、職員の給料も正当な労働の対価として支払うのであれば、利益の配分とは言えず、非営利であることに矛盾はしません。

⇒　ＮＰＯの活動は無償で行うものだという認識は改めましょう。

＜誤解３＞法人格の有無で、その団体が優れているか決められるものではありません

ＮＰＯ法人は他のＮＰＯより優れている？

ＮＰＯ法人は、法人格を持っていない他のＮＰＯより優れているということは言えません。ＮＰＯの評価は法人格のあるなしではなく、活動の内容によって判断されるべきものです。

また、所轄庁（都道府県及び政令市）によるＮＰＯ法人の「認証」も、ＮＰＯ法人の活動に対してお墨付きを与えるものではありません。原則書面審査で、ＮＰＯ法の基準や手続きに適合していれば認証され、活動実績は問われません。

ＮＰＯにもいろいろな段階があることを知りましょう

ＮＰＯといっても、活動の目的や内容、その実施する体制や規模も異なり、それぞれの団体の特性を活かして活動しています。ＮＰＯにもいろいろな段階があることを知りましょう。

段階	状況	ポイント
初動前	同じ思いを持つ仲間で活動している。	とにかく始める 活動を楽しむ
初動期	活動資金は主に会費や補助金に依存。 継続的・安定的組織活動の実績が乏しい。	趣味から仕事へ
成長期	継続的・安定的に活動し、広く外部資金を集め活動がより活発化し始める。	継続性 スタッフの雇用維持、人材育成
発展期	行政や企業等との対等なパートナーシップを形成し、専門性を生かした継続的・安定的活動の領域をさらに広げていく。	ノウハウの展開 後進の育成

[出典：ＮＰＯ法人学生人材バンク資料より一部編集]

（3）パートナー意識を持ちましょう

ＮＰＯ等との協働において、パートナーシップを意識して取り組んでいますか？下記の視点を持って取り組んでいくことが大切です。

＜パートナーシップを意識して取り組むこと＞

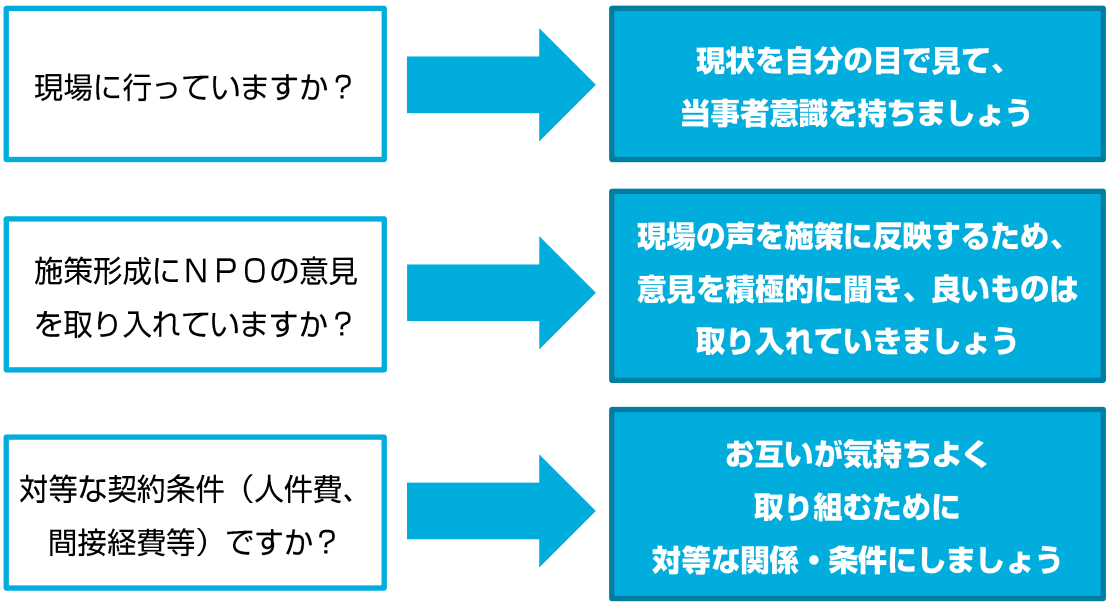

[出典：ＮＰＯ法人学生人材バンク資料より一部編集]

（4）ＮＰＯ等との協働を始める前に

ＮＰＯ等と協働事業を行いたい場合に、「ＮＰＯの探し方が分からない」、「ＮＰＯの活動内容や実績が分からない」という職員も少なくありません。ＮＰＯ等について知る、活動に触れる方法を下記にいくつか示していますので、参考にしてください。

ＮＰＯの定款や事業報告書で知る

ＮＰＯは、第２章にも示したように、ＮＰＯ法人だけでなく法人格を持たない任意の団体も含みます。県では、任意団体も含んだ県内の全てのＮＰＯの活動を把握はしていませんが、県で認証したＮＰＯ法人の提出書類（定款、実績報告書等）を鳥取県ホームページ（参画協働課のページ）で公開しています。

鳥取県のＮＰＯ法人認証一覧（参画協働課のページ）
http://www.pref.tottori.lg.jp/28024.htm

ＮＰＯ等が発行する会報等で知る

ＮＰＯ等が発信している会報などの刊行物やホームページやブログ等で見ることで、ＮＰＯ自らが発行する刊行物は、団体の活動目的や内容、現場の声をより分かりやすく知ることができます。ＮＰＯ等によってはホームページやブログを開設しているところもあるので、こちらも参考にしてみると良いでしょう。

ＮＰＯ等が実施するイベントや活動に参加してみる

ＮＰＯ等が実施しているイベントや研修、講座などの活動に参加すると、団体の実際の活動や、活動者の思いなどを肌で感じることができます。

鳥取県では、県内で開催されるイベント・講座やボランティア募集といった情報を「トットリズムサイト」で公開しています。こちらも活用しながらまずは参加してみましょう。

トットリズムサイト（ボランティア・まちづくり等、地域活性化に取り組む地域住民・団体・企業を応援するサイト）
http://tottorism.pref.tottori.jp/

ＮＰＯとして活動に参加してみる

行政職員も地域の一員として地域やＮＰＯの活動に参加したり、会員になることも可能です。職員がＮＰＯの会員や役員になることに特に制限はありませんが、報酬等を得ることは原則できない、職務専念義務を守るなどいくつかルールがあります。また、職務とＮＰＯ活動と厳密に区別するなど、ＮＰＯとの関係性について疑念を招くことのないよう十分考慮しましょう。

7　ＮＰＯ等との協働の進め方

（１）協働事業の基本的な流れ

前述「５　協働の流れと留意点」で示した協働事業の基本的な流れに、事業を行う上での行政の手続きの流れも交えながら示すと、次のページのようになります。

（２）協働事業の形態

行政がＮＰＯ等と協働で事業を進める際、その実施の形態は後援、共催、実行委員会、委託、補助などさまざまな方法があります。

形　態	手　法	具体例
委　託	行政が実施主体となって行う事業のうち、事業の内容によってＮＰＯ等に事業の実施をゆだねること。	各種事業／サービス／施設管理運営／調査研究／各種相談
補助金	ＮＰＯ等が取り組む事業のうち、行政としても支援する必要があると認めるものに資金面で支援を行うこと。	事業補助／団体補助
後　援	その事業が行政の目的と合致する場合に「鳥取県」等の名義の使用を認める形で事業を支援するもの。	発表会／研修会／講演会／イベント／シンポジウム
共　催	それぞれの主体が主催者として、協力して事業の運営、実施を行うこと。	
実行委員会	異なる複数の組織が一つの組織を作り、それぞれが主催者となり事業を行うもの。（２６ページ参照）	

＜協働事業の基本的な流れ＞

	＜行政＞	協働が可能な場面	＜ＮＰＯ＞
事業の企画立案、予算化	現状把握 問題分析 ↓ 事業・手法の検討 ↓ 企画・立案 ↓ 予算化 ↓	情報交換 意見交換 協働による企画	現状把握 ↓ 提案・企画立案 ↓
事業の準備	協働相手の選定・募集 （説明会の実施） ↓ 審査・決定 （結果の公表）		↓ 事業案作成 応　募 ↓
事業の実施	↓ 事業の実施 （進捗管理） （情報交換） （事業の見直し等） ↓	事前協議 進行管理等	↓ 事業の実施 ↓
事業の評価・改善	自己点検 ↓ 施策へ反映	相互チェック	自己点検 ↓ 事業へ反映

（3）事業実施の流れと留意点

（1）で示した図の流れに沿って、進め方の留意点を示していきます。

■ 事業の企画・立案、予算化

[現状把握・問題分析]

- 地域や社会的問題を解決するために、現状の把握とそこで浮き彫りになった問題点や課題の分析をしていきます。現状把握のための情報収集は、アンケート調査や先進事例の調査のほか、直接地域住民やＮＰＯの意見を聞くことも大切です。

[事業・手法の検討]

- 検討にあたっては、課題、目的、解決策（手法）、成果目標を整理します。
- 事業を検討する中で、事業の内容によっては協働が最適な手法ではない場合も出てくることもあります。協働はあくまで活動の有効な手段の一つであるということを忘れないようにしましょう。
- 協働が最適な手法だと判断された場合に、事業の内容によって、後援、共催、実行委員会、委託、補助等の方法から、最適な協働形態を選択しましょう。

[企画・立案]

- これまで検討してきた事業の課題、目的、解決策、成果目標等を整理して具体的な事業の企画・立案をしていきます。
- 事業の内容によっては、企画立案の段階からＮＰＯ等の意見や提案を取り入れたり、協働して企画を作っていくことも大切です。

[予算化]

- 目的を達成するために必要となる事業の予算を積算します。事業の内容や協働の形態によって積算内容は大きく異なりますが、協働の相手の負担にならないよう積算に配慮することが大切です。鳥取県の予算編成にあたっての留意点にも以下の項目が明記されています。

ＮＰＯ等との協働・連携事業の的確な対応

● ＮＰＯ等との協働･連携事業を立案する場合は、所要経費の積算において、実施する事業の内容に応じて人件費を的確に見込むこととするほか、事業実施に当たっての諸手続などで相手方に過度な負担を課すことのない仕組みを検討すること。
（平成２９年度当初予算編成等に当たっての留意事項資料より抜粋）

＜ここでもパートナーシップ＞

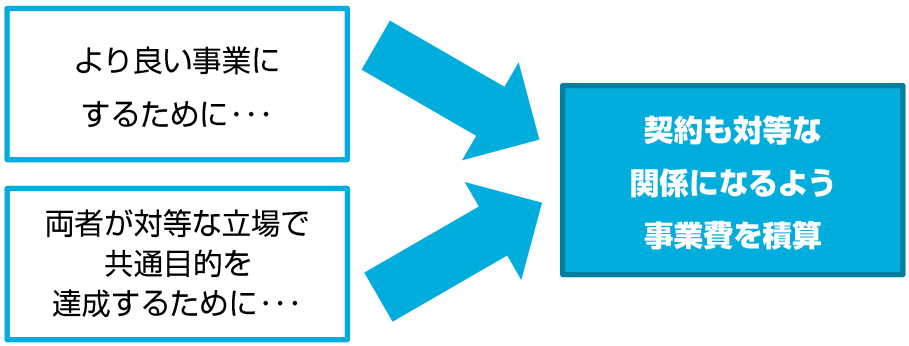

※　委託を選択する場合の留意事項

・　ＮＰＯ等との協働による委託事業では、ＮＰＯの専門性や経験、ノウハウなどに対して適正な対価を積算しましょう。

・　人件費が発生するものについては、事業の内容、熟度に応じて適切な単価を設定しましょう。

⇒　安易に非常勤単価を直接用いるのではなく、事業の内容・熟度に応じた正職員給料等も参考にしながら単価を検討しましょう。

・　なお、ＮＰＯ等に委託する業務が月額給与になじまない場合は、日額単価×業務日数などで算出します。

・　ＮＰＯ等の組織や活動の運営に過度な負担を課さない積算に配慮し、事業の直接経費以外に、事業の実施に最低限必要となる事務経費などの間接経費を含めるようにしましょう。（間接経費については事業の内容に応じて積算する他、直接経費に上乗せして積算する場合もあります。）

※　補助を選択する場合の留意事項

・　補助はＮＰＯ等が主体的に行う事業に対し、公益性の観点から行政としても支援する必要があると認めるものに資金面での支援をすることです。

・　補助金の継続的な交付は、行政への依存度が高くなり、団体の自主的、自立的な活動を損なう危険もあるため、補助対象経費や補助率、補助期間等に制限を設けることも必要です。

予算の積算の留意点

● 人件費が発生するような委託事業では、個々の事業内容に応じて適正な額を積算する、事業に必要な事務経費も積算に含めるようにしましょう。

● 補助事業では、補助対象経費や補助率、補助期間の設定など、ＮＰＯ等の自主性や自立性を損なうことのない補助内容としましょう。

ＮＰＯ等との委託や補助等の協働事業において、行政から対価が適正に支払われないと、ＮＰＯ等が事業実施のために自己資金を持ち出しするなどして、結果的に組織運営のための必要経費が不足し、結果として組織としての活動を続けられなくなることにもなりかねません。

より良い事業の実施のために、日頃からＮＰＯ等と広く意見交換を行いながら、互いの特性を理解しながら協働のパートナーとしての関係を築いていきましょう。

■　事業の準備

［協働相手の選定・募集］

- **広く公募しましょう。**
  ⇒　事業目的や内容、事業形態によって異なりますが、企画提案型の委託事業、補助事業は公募して実施します。公募にあたっては、広報や説明会を開催、質疑応答の期間を設けるなどして、応募者からの不明点に丁寧に対応しましょう。
- **募集要項等の内容を明確にしましょう。**
  ⇒　募集要項は、事業の目的に応じた応募者の資格要件や、募集する事業内容や仕様書、企画提案事業を選考する選考基準など、募集内容や公募に係る手続きが応募者に分かりやすく伝わるように記載しましょう。
- **分かりやすい募集書類を心がけましょう。**
  ⇒　必要以上に提出書類を求めていないか、また、事業実施要領や補助金交付要綱等の書類が分かりやすい言葉で書かれているか確認しましょう。
- **余裕のある公募期間を設定しましょう。**
  ⇒　応募団体が事業を企画し、提出書類を揃えるために必要となる十分な応募期間を設定しておくことが必要です。最低でも１カ月、事業の内容、規模によっては２～３カ月を目安にして応募期間を確保しましょう。
- **事業の審査会等では、審査委員に外部人材を登用するなど、公平性・透明性を確保しましょう。**

協働相手の選定・募集

- ● 十分な応募期間を確保しましょう（事業内容、規模に応じて最低１カ月～複数月を目安に。）
- ● 公募資料、提出書類は分かりやすさを心がけましょう。

［審査・決定］

・ 選考結果は、審査会等開催後速やかに全ての応募団体に通知する他、選考結果を公開しておきましょう。

■ 事業の実施

・ 実施にあたっては、委託事業や補助事業であってもＮＰＯに任せっぱなしにするのではなく、行政職員も現場に行き事業に関わって事業の進捗状況の把握に努め、事業が適正に、効果的に実施されているか確認しましょう。
・ 事業の途中段階でも、協働相手と定期的に意見交換、コミュニケーションを図りながら、事業の進捗や実施上の課題について情報交換しましょう。
・ 事業を実施する中で、トラブルが発生するなど事業内容を変更する必要が生じた場合は、必ず双方で協議、合意の上、柔軟に事業を見直すことが必要です。

事業の実施

● 行政職員も積極的に現場に出向き、事業の進捗や現状把握をしましょう
● 事業実施途中でも、事業の進捗状況について互いに進捗を管理し、必要があれば事業の内容を見直しましょう。

■ 事業の評価・改善

［自己点検］

・ 事業が終了後は、行政とＮＰＯのそれぞれで事業の実施内容を点検します。

［相互チェック］

・ 行政とＮＰＯが事業を振り返る機会を設けて、互いの事業内容をチェックしましょう。
・ 事業の振り返りでは、協働による事業効果が発揮できたかどうか、互いの協働の役割は十分に発揮されていたかどうか確認し、足りない点や課題があれば、その改善策を話し合い、次の事業に活かしていきましょう。
・ 事業の評価や成果は、事業の透明性確保の点からも広く公開するよう努めましょう。

【NPO等編】

8 行政との協働とは

こんな思いをしたことはありませんか？

「行政と協働したいが行政の仕組みがよく分からないので前に進まない」、「行政と協働してみたが、仕事の仕方が違うので上手く行かなかった」。行政と協働することに対して、このような思いをされている方も少なくないのではないでしょうか。

異なる組織が協働する時に誤解が起こりやすいのは・・・

ＮＰＯはその専門性、機動性、柔軟性から、そこにある課題に対して迅速に判断、対応することができます。一方で行政は公平・平等を原則に、法律や条令に基づき組織で動くことから、課題への対応決定に時間が必要になります。このように異なる組織が協働する時には、その仕組みの違いから、誤解や行き違いが起こりやすいものです。

しかし、逆に考えれば、相手の組織や仕組みを知ることで、協働しやすくなるとも言えます。ここでは、行政の仕組みについて、基本的なことをいくつか抜き出して示しています。これらを押さえた上で、行政との協働に活かしてください。

9 知っていますか？行政のこと

（1）都道府県と市町村の違いは？

都道府県と市町村では、以下のような役割分担をしながら住民の生活に必要なサービスを提供しています。

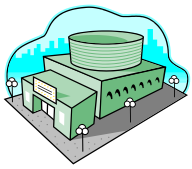

市町村の事務

・暮らしや健康福祉、まちの環境美化など、
　より住民の生活に密着した仕事。

都道府県の事務

・広域にわたるもの
・市町村に関する連絡調整に関するもの
・その規模又は性質において一般の市町村が
　処理することが適当でないと認められるもの

[出典：『図解よくわかる　地方自治のしくみ』（今井照著　学陽書房発行）より一部編集]

（２）行政の特性は？

行政は法律・条例等に基づき、多くのプロセスを経て事務を執行しています。他にも行政はＮＰＯとは異なる特徴があります。主な特性は以下のとおりです。

	行　政	NPO
特　性 ・ 強　み	・組織力がある ・権限（自治事務、法定受託事務） ・社会的信用　　など	・多様性 ・機動性、先駆性 ・専門性　　など
弱　み	・縦割り組織になりやすい ・合意形成に時間がかかる ・前例主義、保守的になりやすい など	・資金不足 ・人手不足 ・（団体によっては）情報収集力、広報力が弱い　　など

委託や補助事業等で行政へ申請書類や報告書類を提出するのはなぜ？

- 行政が実施する委託事業や補助事業等では、その事業に応募する際には申請書や申込書などの書類を、事業終了後には実績報告書を、事業毎で定められた様式で提出する必要があります。提出する側にとって、これらの書類を作成することは労力や時間もかかります。
- これらの手続きや書類は、事業が公金で賄われていることから、適正な事業実施を確認するために必要となるものです。
- よりよい協働を進めるために、行政はできる限り書類の簡単化を図り、そのような書類が必要なのかの説明に努め、ＮＰＯ等もこれらの手続きについて理解をしていただくことが必要です。

（３）行政の予算づくりの流れ

自治体の予算は、会計年度独立の原則に基づき、４月から翌年３月までを一年度として作成されています。行政の予算づくりの流れは、それぞれの自治体によって異なりますが、以下のような流れで進められています。

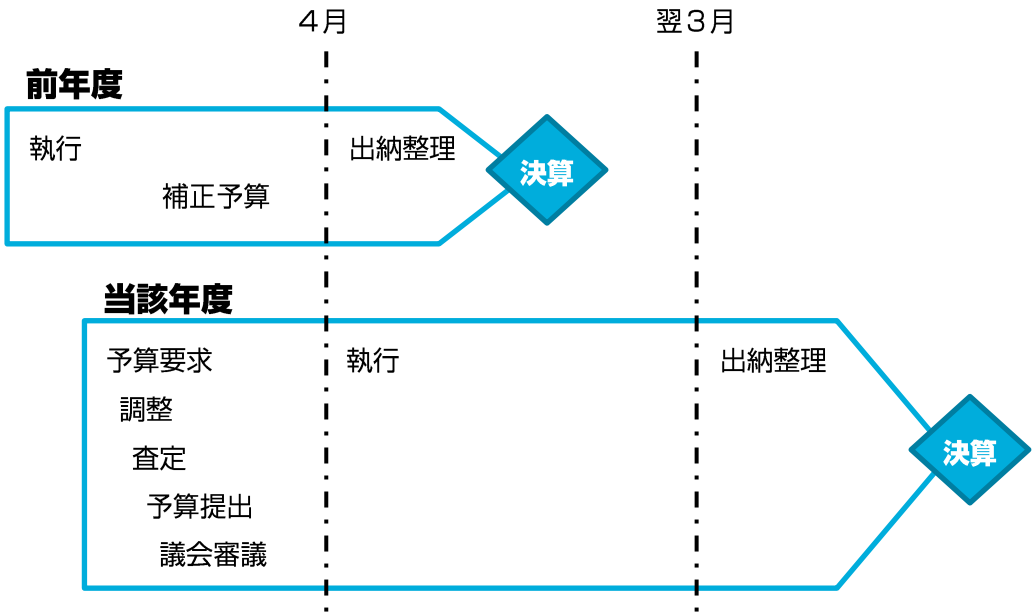

[出典：『図解よくわかる　地方自治のしくみ』（今井照著　学陽書房発行）より一部編集]

翌年度予算案の議会への提出時期から逆算すると、各行政部署ではおおむね秋頃から予算要求書の作成が始まります。ＮＰＯが政策や事業提案を行いたい場合、その事業を行いたい年度の前の年の予算要求前には行政に相談することで、タイミングを逃すことなく提案することができるでしょう。行政にとってもＮＰＯ等からの提案は政策や事業づくりの貴重な参考になります。

１０　行政も知りたい！ＮＰＯのこと

自分たちの活動を多くの人に発信していますか？

行政職員も協働事業のパートナーであるＮＰＯのことを知りたいと思っています。

しかしＮＰＯと協働事業を行いたい場合に、ＮＰＯがどんな活動をどのように運営しているか知らない職員も少なくありません。ＮＰＯ等も自ら情報発信を行い、行政に限らず広く自分たちの活動を知ってもらいましょう。

「７　ＮＰＯ等との協働の進め方」において、行政側のＮＰＯ等との協働事業での適切な経費の積算等について示しましたが、ＮＰＯ自身も自分たちが行っている活動にどれだけのコストがかかっているかなどを把握・整理して協働相手である行政に発信していくことも大切です。

誰に、何を、どうやって伝えたいのか整理してみましょう

団体の活動の情報発信には、まず、情報発信の目的「どうして広報したいのか」を整理することから始まります。その目的によって「何を」、「誰に」、「どうやって」伝えるか異なってきます。

目的の例

- □ まずは活動を知って欲しい
- □ 会員を増やしたい
- □ 寄付を増やしたい
- □ 活動を手伝って欲しい
- □ 団体のイベントに参加して欲しい　など

色々あります、伝える手段

伝える手段は色々ありますが、「何を」、「誰に」伝えたいかによって、活用する媒体を選びましょう。

自ら発信するもの	会報、ホームページ、団体紹介パンフレット、チラシ、ポスター、メールマガジン、ブログ、ツイッター、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス） など
他の媒体を 活用するもの	新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、自治体が発行している広報物、自治体や地域の行事 など

参考資料

1 地域づくり活動・非営利公益活動・協働の基礎知識Q&A

Q1 NPOとボランティアの違いは何ですか？

A1

ボランティアは、自発的に活動している「個人」、ボランティア団体はそれら個人が集まったグループのことを、NPOは社会的目的、課題を解決するために専門性、機動性を持って活動する「組織」のことを指します。

ボランティアは原則無償で活動が行われますが、NPOは利益目的でなく、専従スタッフやボランティアスタッフなどで活動を行います。

Q2 NPOとNGOの違いは何ですか？

A2

NGO（Non-Governmental Organization）は、日本語では「非政府組織」と訳され、国連が政府以外の民間団体との協力関係を定めた国連憲章第71条の中で明文化されています。

このため、特に国際的な活動を行う団体を指してNGOと言うこともありますが、NGOは「政府であるかないか」、NPOは「営利か非営利か」と、団体を見る視点が違うだけで、基本的には同様の意味を持つといえます。

Q3 NPOと自治会等地縁組織との違いは何ですか？

A3

日本には、自治会などの地縁組織があり、これを基盤に青年団や子ども会、婦人会、老人会などでさまざまな活動が行われています。

これらの多くは、一定の区域に居住している方々の相互扶助的活動（共益性）が中心となっており、公益的な社会貢献活動を自発的に行うNPOとは少し異なると考えられています。

しかし、これら地域団体の活動を、より広い範囲を対象とした社会貢献活動を主要活動に捉えれば、NPOととらえることも可能であり、その境界は非常に曖昧です。

Ｑ４　ＮＰＯ法とは何ですか？

Ａ４

正式には「特定非営利活動促進法」といい、平成１０年に施行されました。

①目的　一定の要件を満たす市民活動を行う民間の非営利団体に、簡易・迅速に法人格を与え、その活動を支援します。ただし団体の活動を正当化したり、団体をバックアップしたりするためのものではありません。

②特徴　法律に定められた要件を満たしていれば、所轄庁（その行政事務を取り扱っている官庁のことで、ここでは都道府県又は政令市を表します。）は法人の設立を認めなければなりません（認証）。また、役所の裁量で判断することを少なくするため、他の法律のように政令・省令・通達等で定めていた細かい運用等はつくられず、細目的なことも法律に書かれています。

Ｑ５　ＮＰＯの法人化とは何ですか？

Ａ５

法人格を持っていないＮＰＯは一般的には任意団体と呼ばれ、実態は団体であっても法律上は個人の集まりとしての扱いを受けます。

法人格を取得することにより得られるメリットは、権利関係や責任の所在を明確にすることができるということです。法人化により社会的信頼が高まったり、団体の理念に共感する人材を集めやすくなります。また定款認証や設立登記の費用がかからない、収益事業のみ法人税が課税されるなど、費用面でもメリットがあります。

一方で、法人としての各種手続きに係る事務が発生したり情報開示の義務が生じるなど法人化することによる義務もあります。法人格の取得については、自らがメリット・デメリットを比較して団体の運営に最も適した形態を選択しましょう。

Ｑ６　認定ＮＰＯ法人とは何ですか？

Ａ６

認定ＮＰＯ法人とは、ＮＰＯ法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして、所轄庁の認定をうけたＮＰＯ法人をいいます。認定ＮＰＯ法人への寄附金は、税制面での優遇を受けることができるため県内の認定ＮＰＯ法人が増えることにより寄附文化が醸成されていくことが期待されます。

また鳥取県では、認定ＮＰＯ法人を目指すＮＰＯ法人が認定を受けやすくなるように鳥取県独自の基準で指定を行う条例個別指定制度を定めています。

Q７　地域づくり活動について相談をしたいが？

A７

活動をこれから始める、または活動していく中で分からないことや自分たちだけでは解決できないことも出てくると思います。

そのような場合に、県では相談窓口を開設し、各種相談を受け付けます。（公益財団法人とっとり県民活動活性化センターが受託実施）（巻末参-11 ページを参照）

相談によって解決の糸口が見つかることもあるので、まずは相談してみましょう。

Q８　活動をしてみたいが気軽に取り組める活動は？

A８

地域には、自治組織の祭りや講座の実施、清掃活動、商店街のイベントなど、一年を通して様々な行事が行われています。一度興味のある活動に参加してみてはどうでしょうか。参加してみて良かった、楽しかったと感じられればまた次の活動にもつながります。まずは活動を楽しむことを第一に考えて参加してみましょう。

鳥取県では、「トットリズムサイト」というホームページを開設し、県内で開催されるイベント、研修・講座、ボランティア募集情報等を広く情報発信していますので、このサイトもご利用ください。

（「トットリズムサイト」ホームページ http://tottorism.pref.tottori.jp/）

Q９　地域活動をしていくためのお金はどうする？

A９

活動をしておられる方の多くが資金集めに苦労されていると思います。活動資金の確保は活動の継続にとってとても重要です。まずは活動メンバーで会費を募る、活動を利用する方から利用料金をいただく、活動に賛同される方からの協力金など、自分たちの身の回りで資金集めをしていきましょう。

自分たちで資金を充分に確保出来ない場合、自治体等の助成金や補助金を活用するというのも一つの方法ですが、助成金は一時的な資金であり、助成金ありきで活動を運営していくと団体の自立的で継続した活動が難しくなる場合もあります。団体の目的や運営方針、活動の内容に照らしてより良い資金の獲得方法を考えることが肝要です。

2　鳥取県非営利公益活動促進条例

平成 13 年 9 月 28 日
鳥取県条例第 50 号

名実ともに地方分権が進み、各地方においては、それぞれ地域の個性に対応した地域づくりが競い合われている。しかし、住民の価値観やニーズの多様化が著しく、また、少子高齢化、過疎化などの課題が深刻化している今日、市町村や都道府県だけで地域づくりを進めることには限界があることは明らかである。我が県は、人と人、人と地域との結びつきが強く、ボランティア活動など各種の社会活動への参加意欲も高いなど、住民が主体となった地域づくりに取り組んできた実績がある。今後、住民のニーズや地域の課題に対応し、個性豊かで活力に満ちた地域づくりを行うためには、地域の特性や実情に応じて、住民が主体的に自分たちの地域のことを考え、自ら実践していく取組に加え、住民、市町村及び県が連携、協力し合う協働を進めていく必要がある。地域づくりにおいて積極的に県民が参画することにより、県民が幸福に暮らすことのできる地域社会を実現するためには、非営利公益活動をより活発にし、非営利公益活動が県民からの信頼に応えられるようにならなければならない。このためには、非営利公益活動団体の協働の推進と支援の充実が必要であるとの認識に立ち、この条例を制定する。

(目的)

第１条　この条例は、ボランティア活動をはじめとする非営利公益活動の促進に関し、基本理念を定め、非営利公益活動団体、県民及び県の責務を明らかにするとともに、非営利公益活動団体及び県民による非営利公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、もって県民の参画に基づく個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第２条　この条例において「非営利公益活動」とは、次に掲げる活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

（１）　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（２）　社会教育の増進を図る活動
（３）　まちづくりの推進を図る活動
（４）　観光の振興を図る活動
（５）　農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
（６）　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
（７）　環境の保全を図る活動
（８）　災害救援活動
（９）　地域安全活動

(10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(11) 国際協力の活動
(12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
(13) 子どもの健全育成を図る活動
(14) 情報化社会の発展を図る活動
(15) 科学技術の振興を図る活動
(16) 経済活動の活性化を図る活動
(17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
(18) 消費者の保護を図る活動
(19) 鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動
(20) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

2 この条例において「非営利公益活動団体」とは、非営利公益活動を行うことを主たる目的とする団体であって、営利を目的としないものをいう。ただし、次に掲げる活動を行うものを除く。
(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

3 この条例において「県民」とは、次に掲げるものをいう。
(1) 県内に居住し、又は滞在する個人
(2) 県内で事業又は活動を行う個人及び非営利公益活動団体以外の団体

4 この条例において「協働」とは、非営利公益活動団体、県民、市町村及び県が非営利公益活動を実施するために、互いの特性及び資源の違いを踏まえ、対等の立場で連携し、協力することをいう。

(基本理念)

第3条 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、相互の役割を尊重し、互いの理解と信頼を深めるように努めなければならない。

2 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、非営利公益活動団体及び県民の自主性及び自律性を最大限尊重するとともに、多様な価値観に基づく非営利公益活動団体及び県民相互の利害の調整に努めなければならない。

3 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、それぞれの特性及び資源を活かした協働を行うことの有効性について認識を深めるよう努めなければならない。

（非営利公益活動団体の責務）
第４条　非営利公益活動団体は、自己の役割と責任を自覚し、自らの情報を積極的に公開することにより、非営利公益活動に対する県民の理解を深めるとともに、非営利公益活動への県民の参加及び協力が得られるよう努めなければならない。
（県民の責務）
第５条　県民は、非営利公益活動に対する理解を深めるとともに、自己の役割と責任を自覚し、自発的に非営利公益活動を行うよう努めなければならない。
（県の責務）
第６条　県は、市町村と連携を図りながら、非営利公益活動を促進するための施策を策定し、実施しなければならない。
２　県は、市町村が非営利公益活動を促進するための施策を策定し、実施するよう促すほか、必要な措置を講ずるものとする。
３　県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体に関する情報を収集し、非営利公益活動団体及び県民が学習する機会を提供することにより、非営利公益活動に対する非営利公益活動団体及び県民の理解を深めるよう努めなければならない。
４　県は、非営利公益活動団体又は県民が行う非営利公益活動と競合するおそれのある施策の策定及び実施に当たっては、当該非営利公益活動の妨げとならないように配慮しなければならない。
（協働による業務の実施等）
第７条　県は、施策の策定及び実施に当たり非営利公益活動団体又は県民との協働が有効であると認めるときは、当該非営利公益活動団体又は県民と事業目的、役割分担等を十分に協議して業務を実施するよう努めなければならない。
２　県は、非営利公益活動団体又は県民との協働について職員の意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。
（非営利公益活動等に対する支援）
第８条　県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体を支援するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
（１）　非営利公益活動に関する情報の提供
（２）　非営利公益活動に関する相談に応ずる体制の整備
（３）　非営利公益活動を支える人材の養成
（４）　非営利公益活動に必要な知識及び技能の習得の機会の提供
（５）　非営利公益活動団体相互の交流及び連携並びに非営利公益活動団体と県民との交流及び連携を図ることのできる機会の提供
（６）　非営利公益活動を総合的に促進するための拠点の整備
（７）　前各号に掲げるもののほか、非営利公益活動を促進するために必要な措置
（意見又は提案の聴取）

第９条　県は、非営利公益活動団体又は県民が行う非営利公益活動を促進する施策の策定及び実施に当たっては、あらかじめ、非営利公益活動団体又は県民の意見又は提案を聴くよう努めなければならない。
２　非営利公益活動団体又は県民は、前項の規定による場合のほか、非営利公益活動に関する県の施策に対する意見又は提案（非営利公益活動団体と協働して業務を実施することを求める提案を含む。）を知事に提出することができる。
３　知事は、前２項の規定による意見又は提案の提出があったときは、遅滞なく、当該意見又は提案の内容及びこれらに対する県の意見を取りまとめ、公表しなければならない。
（就業環境の整備）
第 10 条　事業主は、労働者が非営利公益活動に参加しやすい就業環境の整備に努めなければならない。
２　知事は、非営利公益活動に参加しやすい就業環境の整備を図るために必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な報告を求めることができる。
（規則への委任）
第 11 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（検討）
２　知事は、平成 29 年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。
附　則(平成 15 年条例第 31 号)
この条例は、平成 15 年５月１日から施行する。
附　則(平成 19 年条例第 24 号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成 22 年条例第 12 号)抄
（施行期日）
１　この条例は、平成 22 年４月１日から施行する。
附　則(平成 23 年条例第 39 号)抄
（施行期日）
１　この条例は、平成 23 年７月１日から施行する。
附　則(平成 24 年条例第９号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成 25 年条例第９号)
この条例は、公布の日から施行する。

3　すぐに使える！計画書・企画書様式

［計画書様式］

年度の計画　（　年度）			
年度の計画　（　年度）			
年度の計画　（　年度）			
項目（活動名・事業名など）			

［企画書様式］

テーマ	
目的	
背景・ 課題	
獲得目標 （成果）	
対象者	
場所	
時期・ 期間	
実施 内容	
スケジュール	
事業費	

4　各種相談窓口一覧

■地域づくり活動、ボランティア活動、ＮＰＯ活動に関する相談は	
鳥取県元気づくり総本部 元気づくり推進局参画協働課	電　話：０８５７－２６－７０７１
	ﾌｧｸｼﾐﾘ：０８５７－２６－８１９６
	電子ﾒｰﾙ：sankaku-kyoudo@pref.tottori.jp
公益財団法人とっとり県民活動 活性化センター	電　話：０８５８－２４－６４６０
	ﾌｧｸｼﾐﾘ：０８５８－２４－６４７０
	電子ﾒｰﾙ：info@tottori-katsu.net

■ＮＰＯ法人を設立するには （事務所設置予定の市町村によって窓口が変わります）	
【鳥取市、岩美郡、八頭郡】 鳥取県元気づくり総本部東部振興監 東部振興課	電　話：０８５７－２６－７９６９
	ﾌｧｸｼﾐﾘ：０８５７－２６－７１２７
	電子ﾒｰﾙ：toubu-shinkou@pref.tottori.jp
【倉吉市、東伯郡】 鳥取県中部総合事務所地域振興局 中部振興課	電　話：０８５８－２３－３１７７
	ﾌｧｸｼﾐﾘ：０８５８－２３－３４２５
	電子ﾒｰﾙ：chubu-shinkou@pref.tottori.jp
【米子市、境港市、西伯郡、日野郡】 鳥取県西部総合事務所地域振興局 西部振興課	電　話：０８５９－３１－９６９４
	ﾌｧｸｼﾐﾘ：０８５９－３１－９６３９
	電子ﾒｰﾙ：seibu-shinkou@pref.tottori.jp

■集落などの地域づくり活動に関する相談は	
【東部地区】 鳥取県元気づくり総本部東部振興監 東部振興課中山間地域振興チーム	電　話：０８５７－２６－７９６７
	ﾌｧｸｼﾐﾘ：０８５７－２６－７１２７
	電子ﾒｰﾙ：toubu-shinkou@pref.tottori.jp
【中部地区】 鳥取県中部総合事務所地域振興局 中山間地域振興チーム	電　話：０８５８－２３－３２９８
	ﾌｧｸｼﾐﾘ：０８５８－２３－３４２５
	電子ﾒｰﾙ：chubu-shinkou@pref.tottori.jp
【西部地区】 鳥取県西部総合事務所地域振興局 中山間地域振興チーム	電　話：０８５９－３１－９６０６
	ﾌｧｸｼﾐﾘ：０８５９－３１－９６３９
	電子ﾒｰﾙ：seibu-shinkou@pref.tottori.jp
【日野地区】 鳥取県西部総合事務所日野振興 センター日野振興局地域振興課 中山間地域連携担当	電　話：０８５９－７２－２０８０
	ﾌｧｸｼﾐﾘ：０８５９－７２－２０７２
	電子ﾒｰﾙ：hino-shinkou@pref.tottori.jp

とっとりの地方創生に向けた取り組みに関する相談は
とっとり創生支援センター へ！

地方創生の推進に向けて、公益財団法人とっとり県民活動活性化センターと鳥取県は、民間団体等による地方創生に資する取り組みを支援し、官民一体となった取り組みを推進することを目的とした「とっとり創生支援センター」を県東部・中部・西部の３箇所に共同設置しました。

【支援内容】

１ **相談窓口**における民間団体等からの相談や提案への対応

２ **出張**による地域における民間団体等からの相談や提案への対応

３ 民間団体等への**個別支援**

【相談窓口】

東　部	県元気づくり総本部東部振興監東部振興課内 （鳥取市東町一丁目 220）	電　話：0857-26-7969 ﾌｧｸｼﾐﾘ：0857-26-7127
中　部	とっとり県民活動活性化センター事務所内 （倉吉市山根 557 番地１ パープルタウン２階）	電　話：0858-26-6262 ﾌｧｸｼﾐﾘ：0858-24-6470
西　部	県西部総合事務所地域振興局西部振興課内 （米子市糀町１丁目 160）	電　話：0859-31-9694 ﾌｧｸｼﾐﾘ：0859-31-9639

～ボランティア・地域づくり・ＮＰＯ活動について、お気軽にご相談ください～

公益財団法人
とっとり県民活動活性化センター

所在地：倉吉市山根 557-1 パープルタウン２階（受付時間 10 時～18 時、土日祝除く）
電　話：０８５８－２４－６４６０　ﾌｧｸｼﾐﾘ：０８５８－２４－６４７０
電子ﾒｰﾙ：info@tottori-katsu.net　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：http://tottori-katsu.net

このガイドラインは、「みんなでつくる鳥取力創造ガイドライン検討委員会」（事務局：鳥取県未来づくり推進局鳥取力創造課（当時））での検討の他、パブリックコメントやセンター主催による県内各地での出前相談会・意見交換会等の機会を通じて、さまざまな意見を踏まえながら、鳥取県が編集・発行したものです。

「みんなでつくる鳥取力創造ガイドライン検討委員会」委員名簿（敬称略）

氏　名	所属・役職	備　考
小泉　元宏	鳥取大学地域学部地域文化学科　講師	委員長
田中　玄洋	特定非営利活動法人学生人材バンク　代表理事	
蛇谷　りえ	合同会社うかぶＬＬＣ　共同代表	
新田　英理子	認定特定非営利活動法人日本ＮＰＯセンター　統括部門長	
毛利　葉	一般財団法人とっとり県民活動活性化センター　事務局長	

※所属や役職等は策定時のもの

みんなでとっとりの元気をつくるガイドライン

～響かせよう トットリズム♪～

平成 26 年 4 月　第 1 版
平成 29 年 2 月　第 2 版
（旧名：「鳥取力」をみんなでつくり上げるためのガイドライン～はじめの一歩～）

編集・発行
鳥取県

【お問い合わせ】
鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局参画協働課
〒６８０－８５７０　鳥取県鳥取市東町１丁目２２０
電　　話：０８５７－２６－７０７１
ファクシミリ：０８５７－２６－８１９６
ホームページ：http://www.pref.tottori.lg.jp/sankaku-kyoudo/
電子メール：sankaku-kyoudo@pref.tottori.jp

鳥取県ボランティア総合情報サイト「ボランとり」は、ボランティアをしたい団体･個人とボランティアを募集したい団体とをつなぐウェブサイトです。

「ボランとり」では、ボランティア団体・人材、ボランティア募集、ボランティア講座などの情報を検索・閲覧することができるほか、サイトに登録いただくことで、登録者の希望に応じたボランティア情報を入手することができます。

ボランとり「鳥取県ボランティア総合情報サイト」
http://tottorism.pref.tottori.jp/vol